



第3期

大淀町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

大淀町

はじめに

わが国では、昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）にかけて200万人を超えていた一年あたりの出生数（日本における日本人の出生数）が令和5年（2023年）には72万人台まで減少し、さらに今後公表される令和6年（2024年）の出生数は70万人を割ることが見込まれています。また、一人の女性が一生の間に生むこどもの数に相当するとされる合計特殊出生率も、令和5年（2023年）には国が統計を開始して以降最低の1.20となり、人口を維持するのに必要といわれる2.07を大きく下回っています。

このような出生数や出生率減少の主な要因として、婚姻率の減少と既婚者の出産の減少の2つが示されており、その解消に向け、国や各自治体には若い世代が安心して結婚・出産・育児のできる環境整備が強く求められているところです。同時に、近年は「こどもの貧困」や「ヤングケアラー」といった新たな問題も注目されており、個々の家庭へのより柔軟な対応が必要となってきました。

大淀町では、平成27年（2015年）に「大淀町 子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）、令和2年（2020年）には「第2期 大淀町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保護者が安心して子どもを生み育て、こどもたちが健やかに育つことのできるまちづくりに取り組んでまいりました。また、令和6年（2024年）11月には、認定こども園・発達支援室・地域子育て支援センター・病後児保育室の4つが一体となった子育て支援拠点施設“未来樹”を開設し、子育てに関わる機能と経験豊富な職員を集約することで、より充実した支援の提供を進めているところです。

今回、「第2期 大淀町 子ども・子育て支援事業計画」の計画期間終了にあわせ、これら国や地域のこどもや子育てを取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに「第3期 大淀町 子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後はこの計画に沿い、さらなる支援の充実を進めてまいります。

最後に、今回の計画策定にあたり、アンケート調査や子ども・子育て会議等において貴重なご意見をいただきました子育て家庭のみなさま、関連機関・団体のみなさまに心から感謝いたしますとともに、計画の基本理念とした「安心して健やかに育つことのできるまちづくり」に向け、引き続き町政へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年3月

大淀町長 辻本真宏

◆ 本誌における「こども」表記について ◆

本誌では、こども家庭庁設立準備室の令和4年9月15日付事務連絡「『こども』表記の推奨について（依頼）」に基づき、法令に根拠がある語を用いる場合（例「子ども・子育て支援法」）や固有名詞を用いる場合（既存の事業名や組織名、計画名）等を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け等	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の対象	1
第2章 大淀町の子育てを取り巻く状況	2
1. 近年の人口・世帯・婚姻・出生等	2
2. 人口・世帯数等の長期推移	5
3. 計画策定のための調査結果（概要）	9
第3章 計画の基本的な考え方	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標	21
3. 施策の体系	22
4. 教育・保育の提供区域	23
第4章 施策の展開	24
1. 地域における子育て支援と親子の健康の確保	24
2. 教育環境及び生活環境の整備	33
3. 仕事と生活の調和とこどもの人権擁護への対応	41
第5章 計画の目標値等	46
1. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容及び方策	46
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容及び方策	47
3. 教育・保育推進のための体制確保の内容	57
4. 子育て支援拠点施設“未来樹”の設置	57
第6章 計画の推進	58
1. 計画の推進体制	58
2. 計画の点検・評価	59
第7章 資料編	60
1. 大淀町子ども・子育て会議設置条例	60
2. 大淀町子ども・子育て会議委員名簿	62
3. 計画の策定経過	63

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の人口は、平成20年（2008年）をピークとして、増加から減少に転じました。国はその背景にある少子化に歯止めをかけるべく、平成24年（2012年）に子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年（2015年）からは地方自治体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務化するとともに、「子ども・子育て支援新制度」のもと、官民一体となった子育て環境の整備を進めてきました。また、令和5年（2023年）には、「こどもまんなか社会」の実現を目的とする「こども家庭庁」が発足し「こども基本法」を制定、「こども大綱」を閣議決定しました。しかし、その令和5年（2023年）の出生数は前年より4万人以上少ない72万人台で、さらに近年は児童虐待や家庭の貧困といった問題も増加しています。

そのような状況を受け、国は、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、子ども・子育て支援法や児童福祉法等の一部を改正する法律の成立・施行を進め、子ども・子育て支援法に基づく基本指針についても見直しを行いました。

この「第3期 大淀町 子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、これら国の法改正や基本指針に基づき、大淀町（以下「本町」という。）の住民が安心してこどもを持ち、育て、すべてのこどもが健やかに成長することのできるまちの実現をめざして策定するものです。

2. 計画の位置付け等

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画です。
- 本計画は、実態調査の結果や「大淀町子ども・子育て会議」等における町民の意見を反映して策定しています。
- 本計画は、こどもが健やかに成長する環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- 本計画は、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「第4次大淀町総合計画」をはじめとする本町の関連計画と整合性を図り策定しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

4. 計画の対象

本計画の対象は、こども、子育て中の家庭、地域、行政、こどもや子育てに関わる個人や事業所・団体等、本町のこどもと子育てを取り巻く社会全体とします。

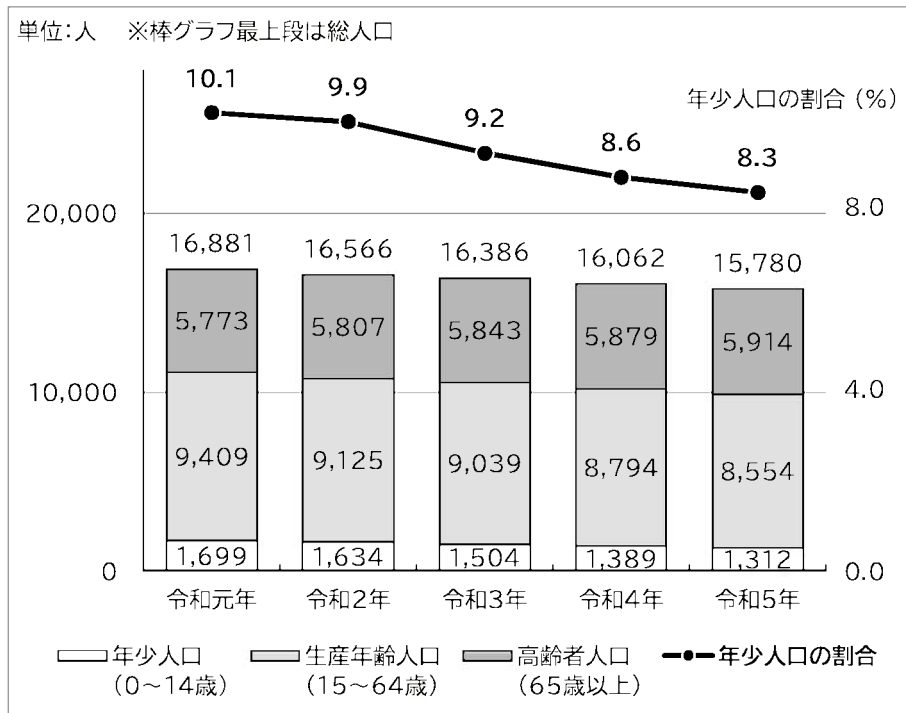
第2章 大淀町の子育てを取り巻く状況

1. 近年の人口・世帯・婚姻・出生等

1) 人口

①年齢3区分別人口（総人口には年齢不詳者を除く）

本町の過去5年の人口を年齢3区分別にみると、「高齢者人口（65歳以上）」が年々増加しているのに対し、「生産年齢人口（15～64歳）」と「年少人口（0～14歳）」は年々減少しています。また、総人口に占める「年少人口（0～14歳）」の割合も年々減少しており、令和5年は8.3%となっています。

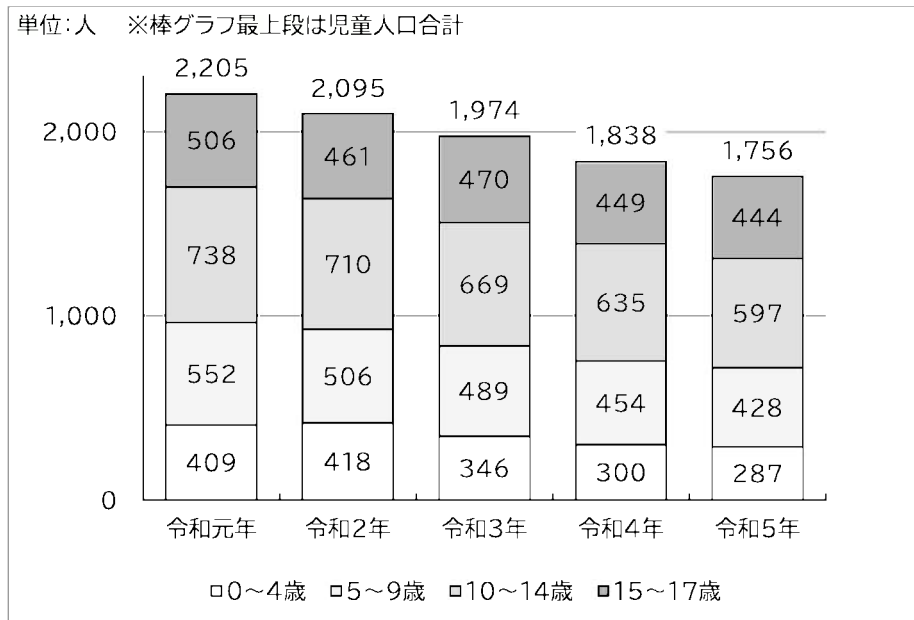


	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口 (年齢不詳者を除く)	人	16,881	16,566	16,386	16,062	15,780
高齢者人口 (65歳以上)	人	5,773	5,807	5,843	5,879	5,914
	%	34.2	35.1	35.7	36.6	37.5
生産年齢人口 (15～64歳)	人	9,409	9,125	9,039	8,794	8,554
	%	55.7	55.1	55.2	54.8	54.2
年少人口 (0～14歳)	人	1,699	1,634	1,504	1,389	1,312
	%	10.1	9.9	9.2	8.6	8.3

資料：奈良県推計人口（各年10月1日）

②児童人口

本町の過去5年の0歳から17歳までの人口（児童人口）をみると、年齢3区分別人口の「年少人口（0～14歳）」と同様に年々減少しており、令和5年は、「0～4歳」が300人を割る287人、「5～9歳」が428人、「10～14歳」が597人、「15～17歳」が444人で、0歳から17歳までの人口の合計は1,756人となっています。

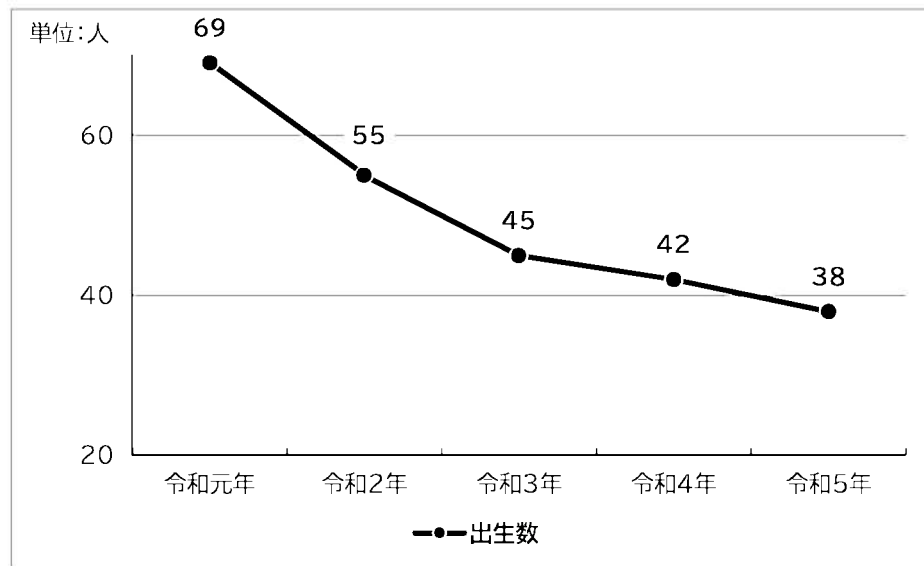


	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童人口合計	人	2,205	2,095	1,974	1,838	1,756
15～17歳	人	506	461	470	449	444
10～14歳		738	710	669	635	597
5～9歳		552	506	489	454	428
0～4歳		409	418	346	300	287

資料：奈良県推計人口（各年10月1日）

2) 出生

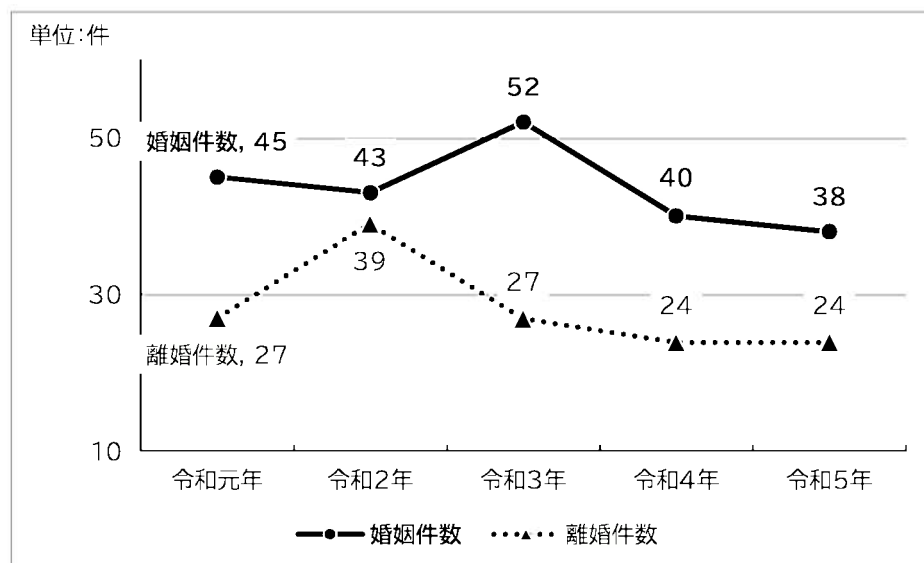
本町の過去5年の出生数（死産数を除く）は年々減少しており、令和5年は38人となっています。



資料：奈良県人口動態統計

3) 婚姻・離婚

本町の過去5年の婚姻件数は概ね40件から50件程度で推移しており、令和5年の婚姻件数は38件、離婚件数は令和4年と同じ24件となっています。

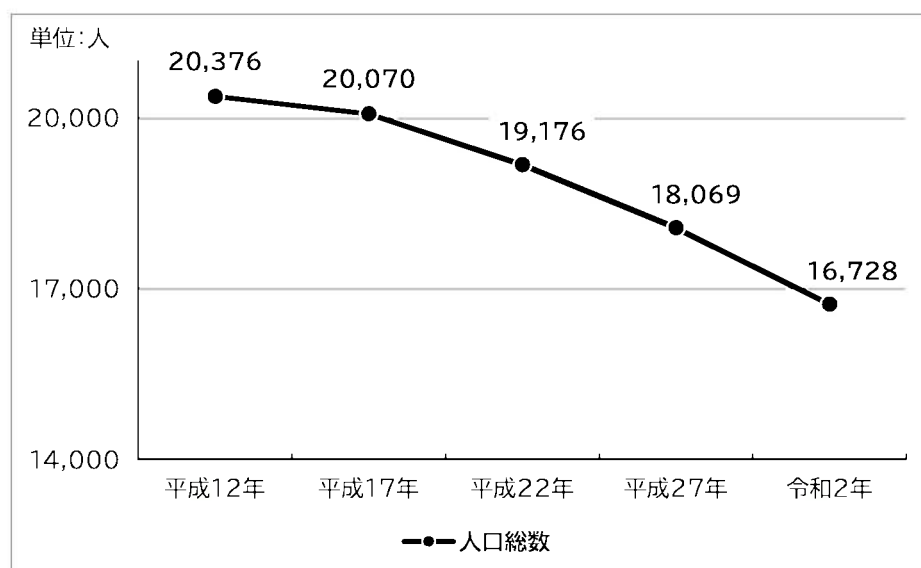


資料：奈良県人口動態統計

2. 人口・世帯数等の長期推移

1) 人口総数

本町の人口総数は平成12年以降減少を続けており、令和2年は16,728人で、平成12年の20,376人に対し3,648人（17.9%）の減少となっています。



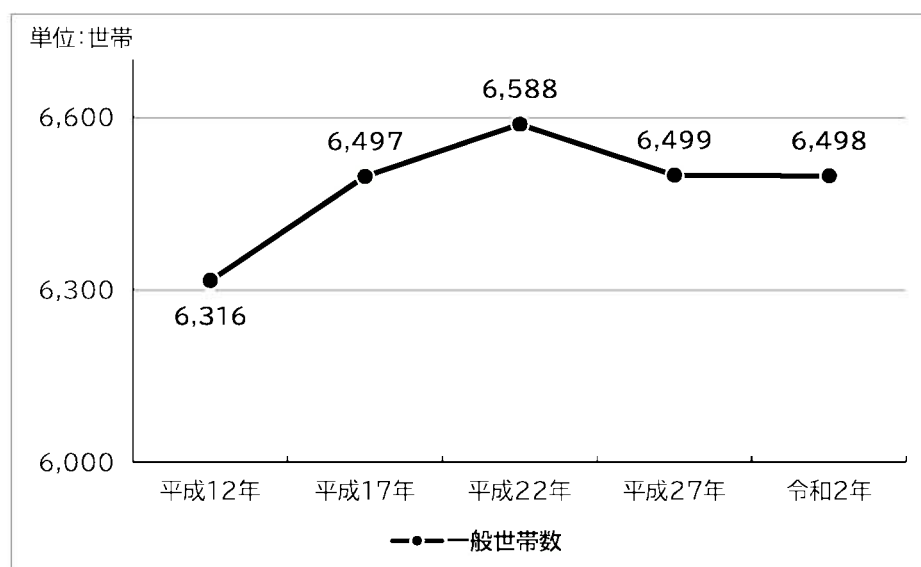
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2) 世帯

①一般世帯数※1

本町の一般世帯数は平成22年から平成27年にかけて減少しましたが、平成27年から令和2年にかけてはほぼ横ばいで、令和2年は6,498世帯となっています。

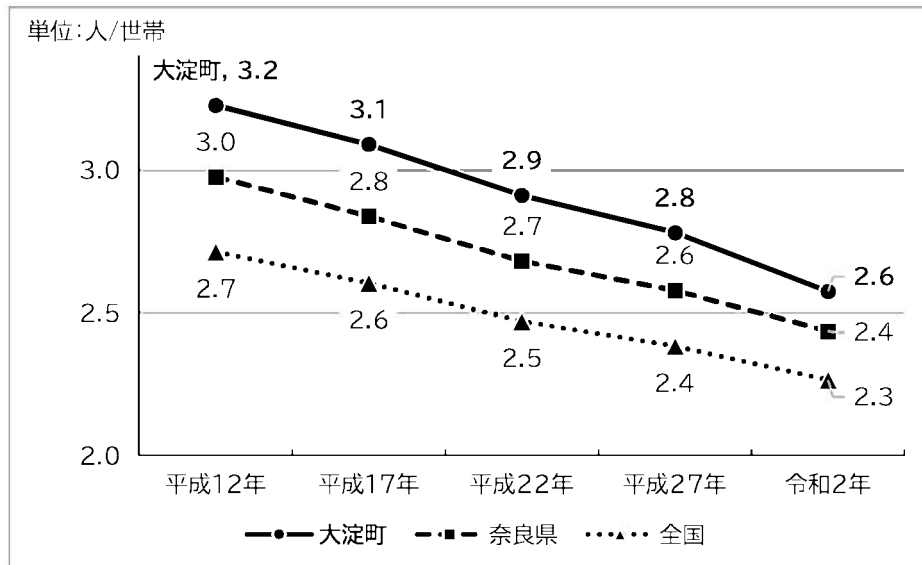
※1「一般世帯数」：総世帯数から施設等の世帯数を除いたもの



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②世帯あたり人員数

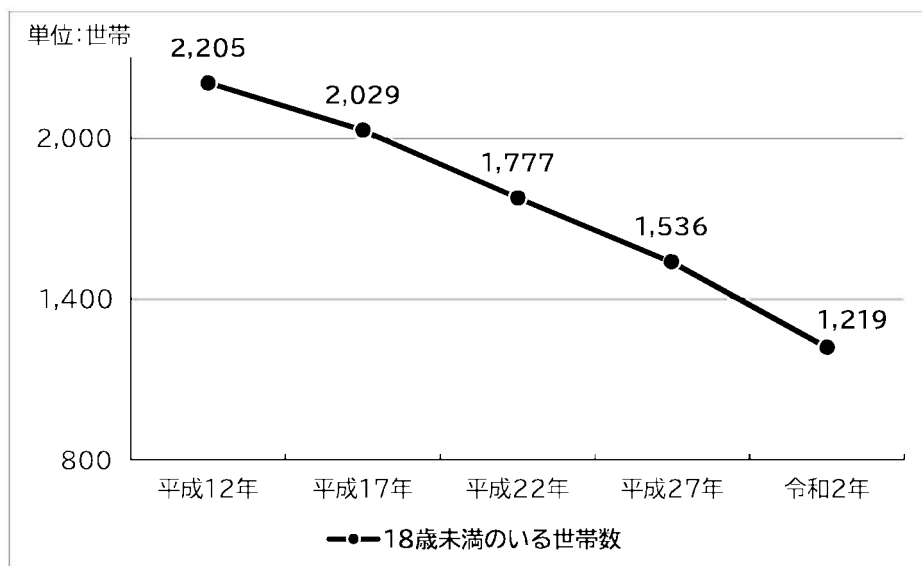
本町の世帯あたり人員数は平成12年以降減少を続けており、令和2年は2.6人ですが、全国や奈良県と比較すると、高い値を維持しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③18歳未満のいる世帯数

本町の18歳未満のいる世帯数は平成12年以降減少を続けており、令和2年は1,219世帯となっています。

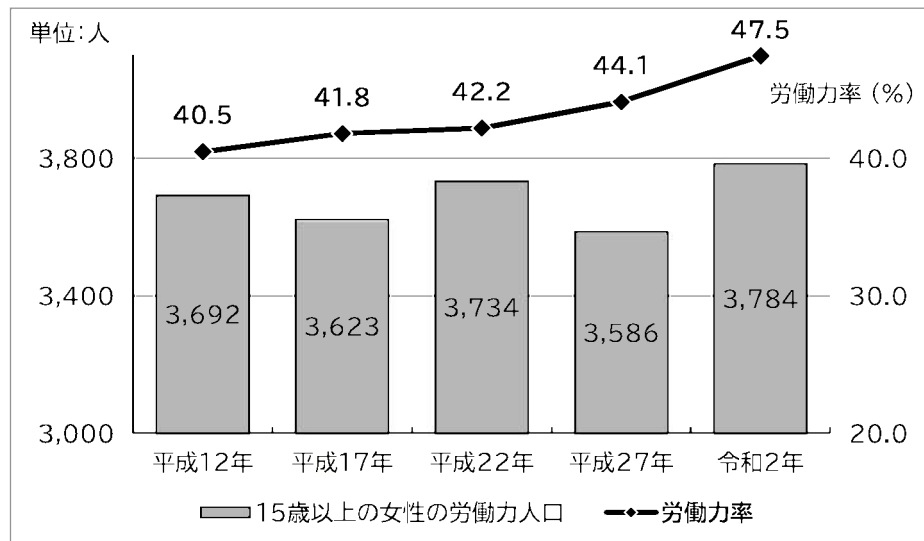


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3) 女性の労働・出生

①女性の労働状況

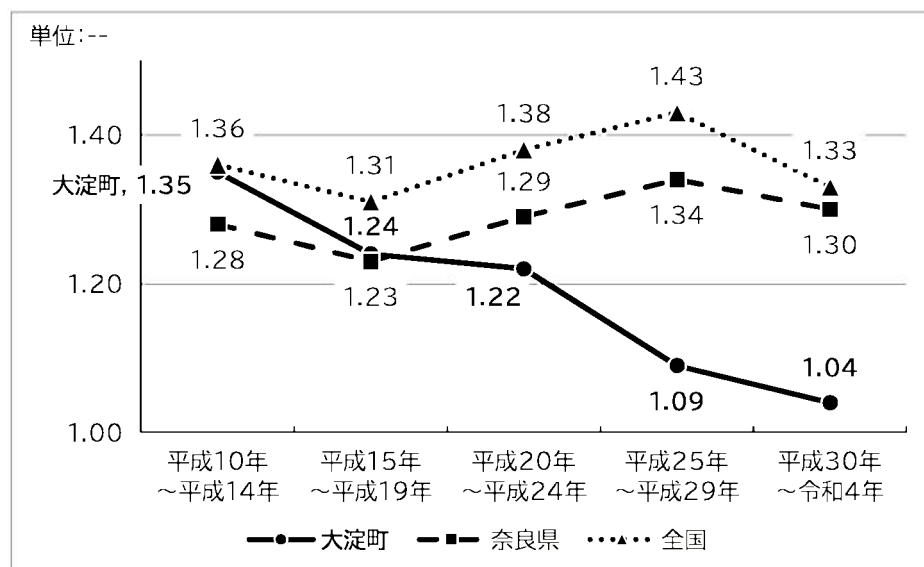
本町の15歳以上の女性の労働力人口は平成12年以降増減があり、令和2年は3,784人、労働力率（次ページ※1参照）は平成12年以降上昇しており、令和2年は47.5%となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②合計特殊出生率

平成10年～平成14年には全国と同水準の1.35となっていた本町の合計特殊出生率は、その後下降を続け、平成20年～平成24年以降は奈良県を下回り、平成30年～令和4年には1.04となっています。この期間の1.04という数字は県内では宇陀市と並んで最も低く、全国の市区町村で下位から40位に位置付けられています。



資料：厚生労働省人口動態統計特殊報告

【厚生労働省人口動態統計特殊報告における「合計特殊出生率」（同報告から引用）】

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこどもの数に相当するが、本統計においては、5歳階級別の出生数及び女性の日本人口で算出している。なお、算出に用いた15歳及び49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

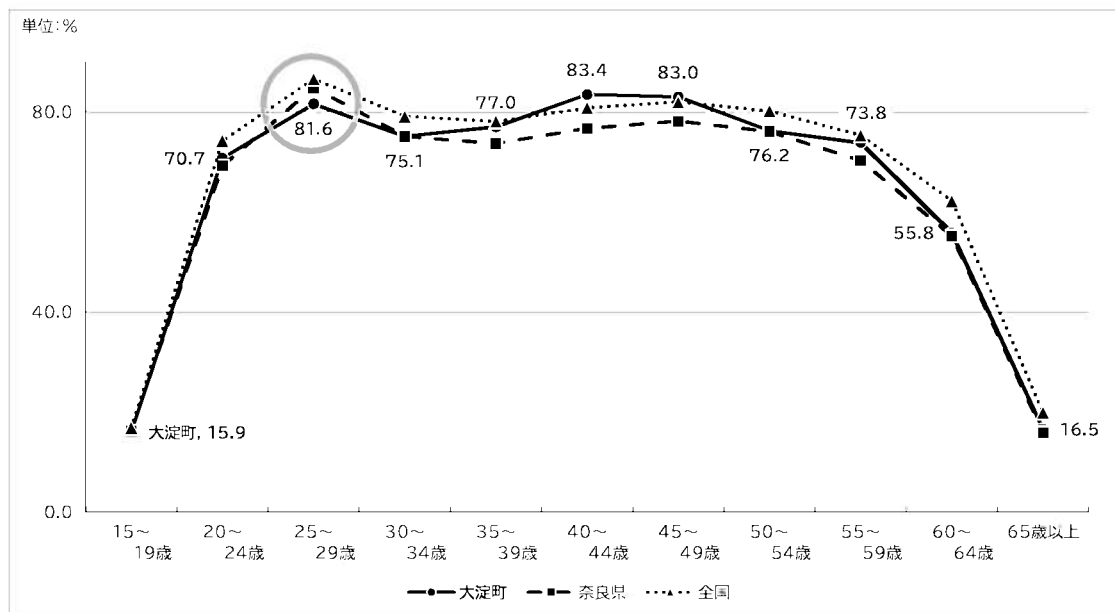
③女性の年齢階級別労働力率※1

本町の令和2年の女性の年齢階級別労働力率は、「40～44歳」「45～49歳」の2階級以外は全国より低く、なかでも「25～29歳」は奈良県と比べても特に低くなっています。また、本町の令和2年の女性の年齢階級別労働力率を5年前の平成27年と比較すると、ほとんどの階級で令和2年の方が高くなっていますが、「25～29歳」だけは低くなっています。

※1「労働力率」：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者※2）の割合

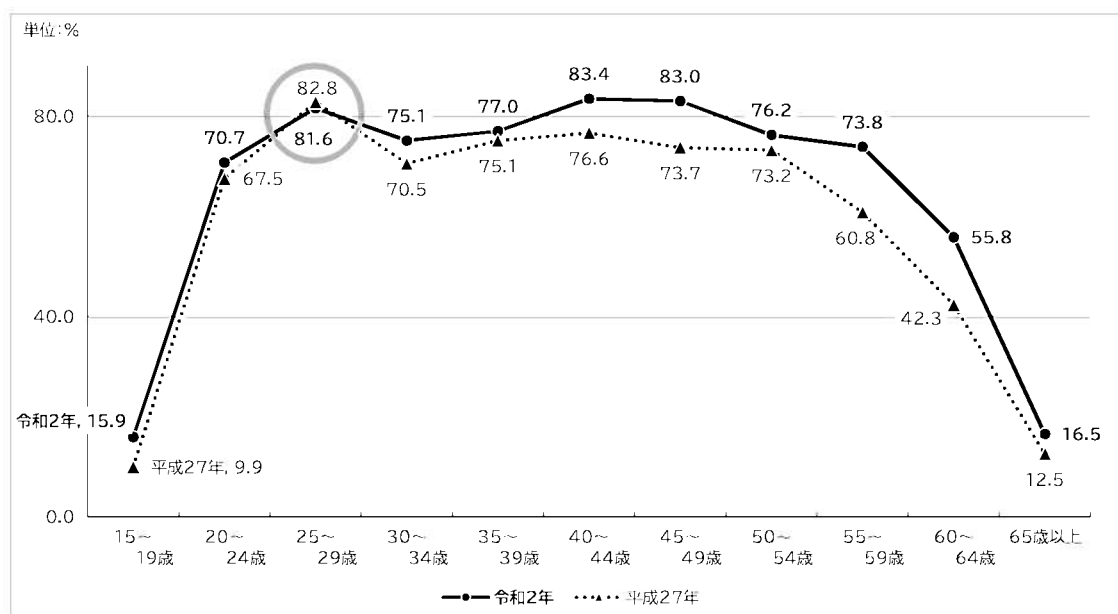
※2「完全失業者」：仕事に就いていないが仕事を探す活動をしており、仕事があればすぐ就くことのできる人

【令和2年の女性の年齢階級別労働力率（大淀町・奈良県・全国）】



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

【本町の女性の年齢階級別労働力率の変化（令和2年と平成27年の比較）】



資料：国勢調査（平成27年と令和2年の各年10月1日現在）

3. 計画策定のための調査結果（概要）

1) 調査の概要

①調査の趣旨

本計画の策定にあたり、本町が実施している教育・保育や子育て支援の利用状況を検証するとともに、本町在住の子育て世帯が必要としている教育・保育や子育て支援の内容と量を把握するために実施しました。

②調査の対象

- 就学前児童調査 本町在住の就学前のお子さんをお持ちの保護者
- 小学生調査 本町在住の小学生のお子さんをお持ちの保護者

③調査の実施方法と実施期間

- 実施方法 対象の保護者に調査票を郵送し、同封の返信封筒により回収
- 実施期間 令和6年1月～令和6年2月

④調査票の配布数・回収数・回収率

	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	319	174	54.5%
小学生調査	470	203	43.2%

⑤掲載している調査結果について

本計画には、調査結果の概要として、「保護者対象アンケート結果報告書」から調査結果の一部を抜粋して掲載しています。なお、同時期にこども（小学生及び中学生）を対象に実施した調査の結果は、報告書を別途作成しています。

⑥調査結果の表記について

次ページからの調査結果の概要では、グラフの見出しや凡例において、「就学前児童調査」の結果を「就学前児童」、「小学生調査」の結果を「小学生」と記しています。また、過去に本町が同様の趣旨で実施した調査について、平成25年度に実施した調査を「H25年度調査」、平成30年度に実施した調査を「H30年度調査」と記し、調査結果を示すグラフの見出しや凡例では、今回（令和5年度実施）の調査結果を「今回」、H25年度調査の結果を「H25年度」、H30年度調査の結果を「H30年度」と記しています。

調査結果を示すグラフや表の「N=」の数字は回答者の総数、「n=」の数字は回答者を限定した設問における対象者の数を示しています。なお、グラフや表に示したそれぞれの割合は小数点以下第2位で四捨五入しているため、複数から1つを選択する設問の回答（以下の「単数回答」）の結果であっても、割合の合計が100.0%にならない場合があります。

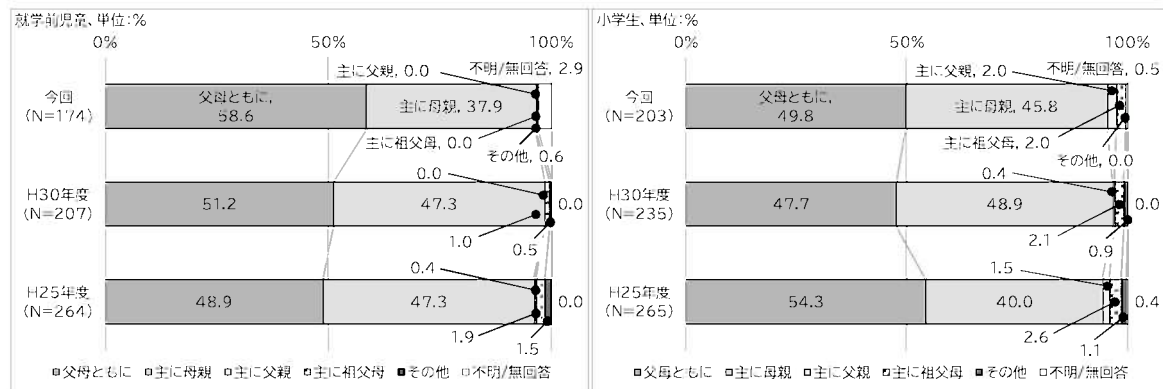
掲載した調査結果の回答には、以下の2種類があり、それぞれ見出しに記載しています。

- ・[単数回答]：複数の選択肢からいずれか1つを選択いただいたもの
- ・[複数回答]：複数の選択肢から該当する複数を選択いただいたもの

2) 調査結果の概要

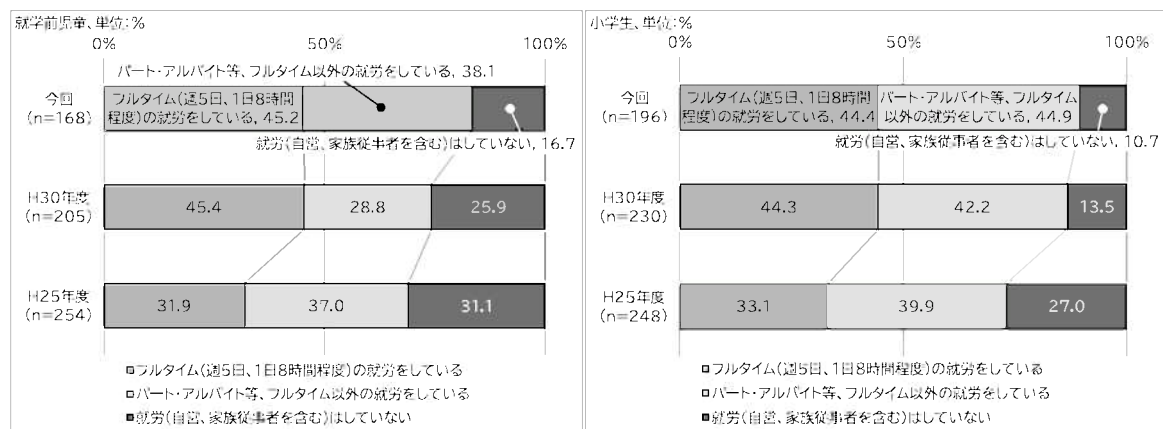
①子育てを主に行っている人〔単数回答〕

子育て（教育を含む）を主に行っている人は、就学前児童調査・小学生調査とも「父母ともに」が最も高く、次いで「主に母親」となっています。また、H25年度以降の推移をみると、就学前児童調査で「父母ともに」の割合が継続して拡大しています。



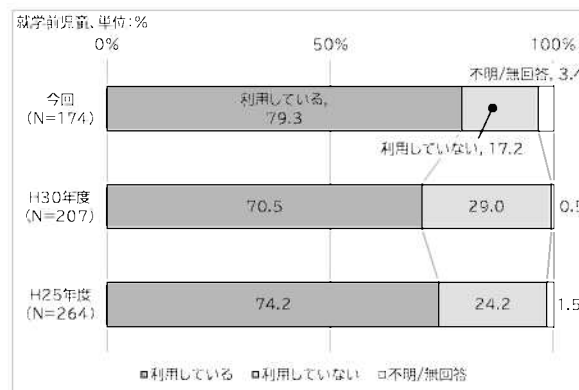
②母親の就労状況〔単数回答〕

母親の就労形態は、就学前児童調査では「フルタイム(週5日、1日8時間程度)の就労をしている」が45.2%、小学生調査では「パート・アルバイト等、フルタイム以外の就労をしている」が44.9%で、それぞれ最も高くなっています。また、就労している母親の割合（「フルタイム(週5日、1日8時間程度)の就労をしている」と「パート・アルバイト等、フルタイム以外の就労をしている」の合計）は、就学前児童調査では83.3%、小学生調査では89.3%で、いずれもH25年度以降、継続して拡大しています。



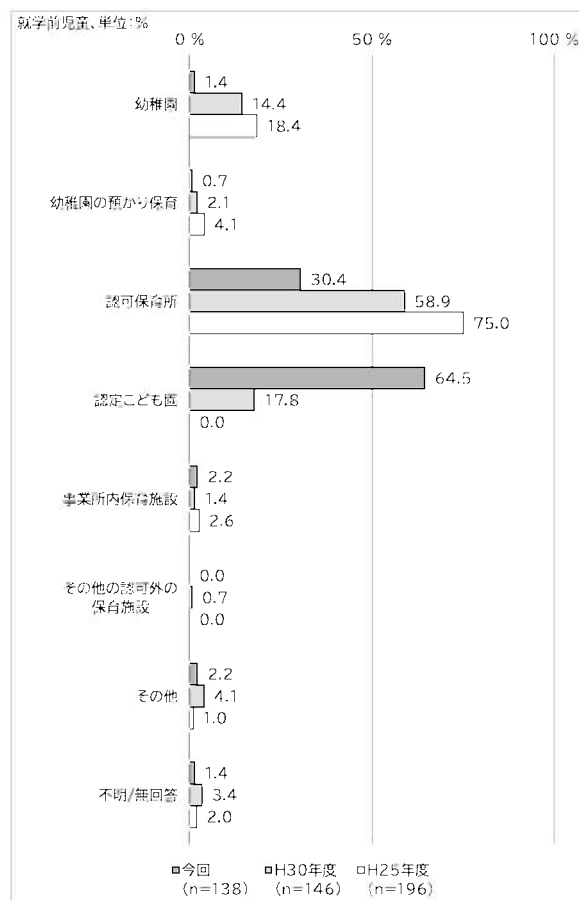
③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況〔就学前児童のみ／単数回答〕

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が79.3%で、H30年度・H25年度に比べて高く、「利用していない」は17.2%で、H30年度・H25年度に比べて低くなっています。



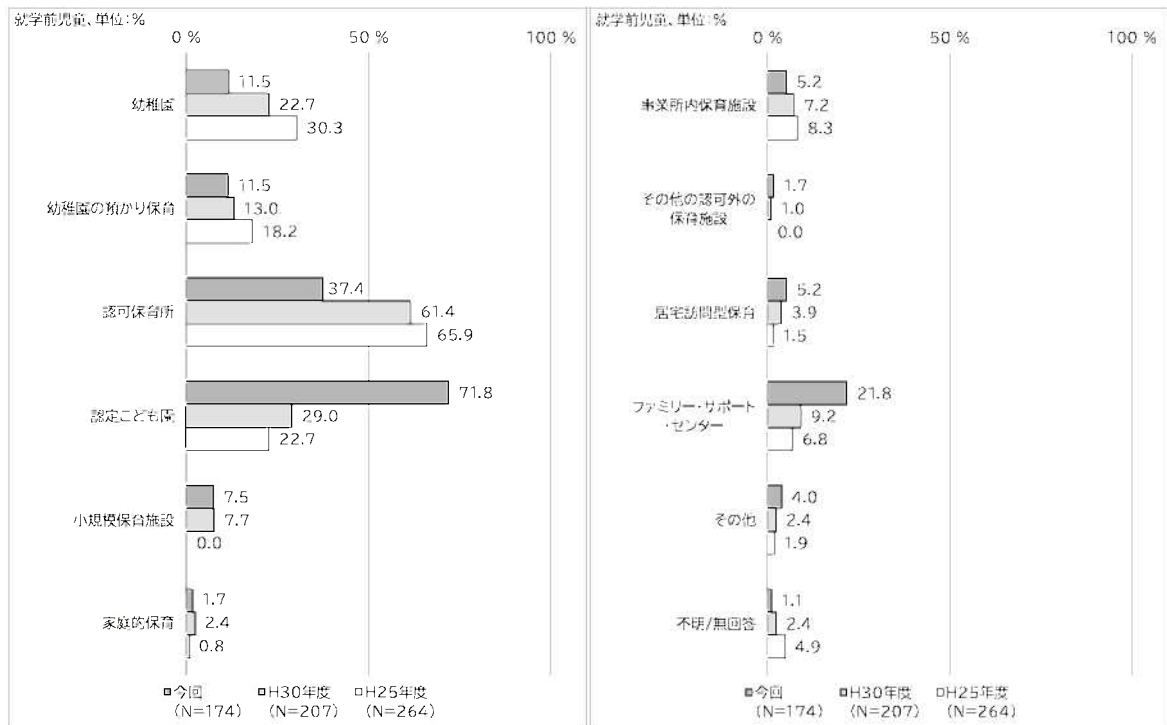
④利用している事業（事業利用者を対象）〔就学前児童のみ／複数回答〕

利用している事業は、「認定こども園」が64.5%で最も高くなっており、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」は、H25年度以降、継続して減少しています。



⑤今後、定期的に利用したい教育・保育事業〔就学前児童のみ／複数回答〕

町内での事業実施の有無や現在の利用の有無にかかわらず、今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が71.8%で最も高く、「ファミリー・サポート・センター」や「居宅訪問型保育」とともに、H25年度以降、継続して増加しています。一方、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「事業所内保育施設」は、H25年度以降、継続して減少しています。



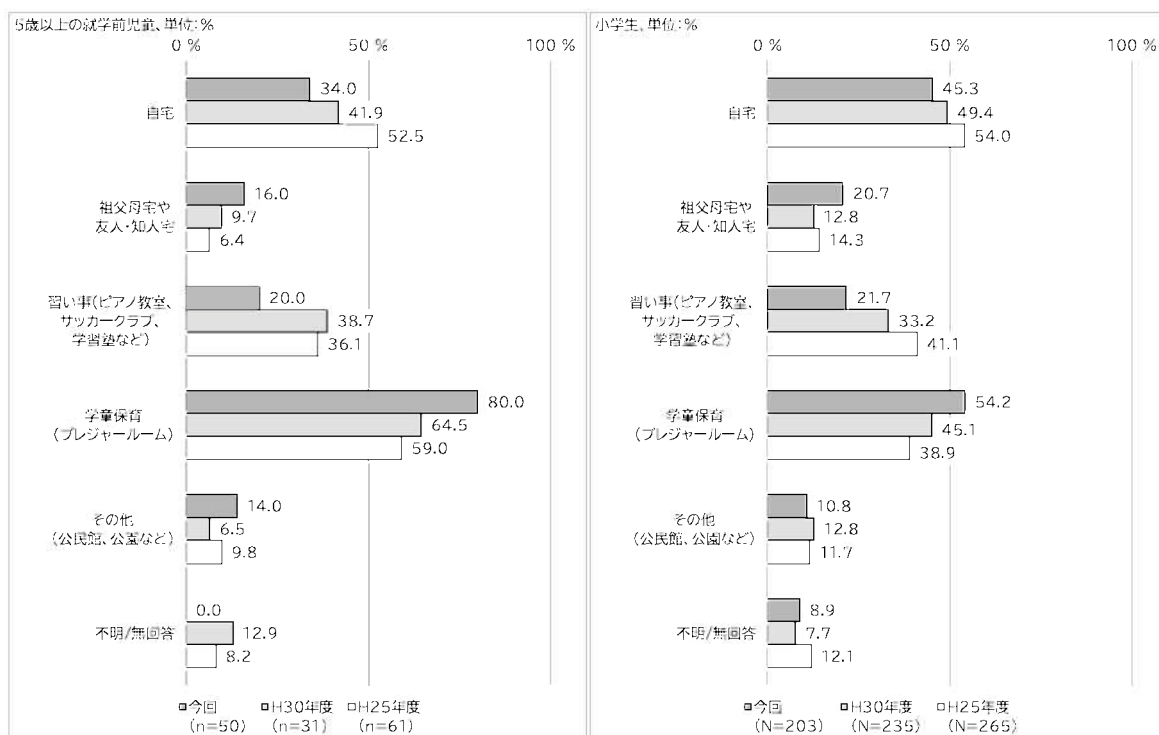
⑥放課後に過ごさせたい場所／過ごしている場所〔複数回答〕

5歳以上の就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に、放課後に過ごさせたい場所を尋ねた設問の回答結果です。

a. こどもが低学年の時

就学前児童調査では、「学童保育（プレジャールーム）」が80.0%で最も高く、次いで「自宅」が34.0%、小学生調査でも、「学童保育（プレジャールーム）」が54.2%で最も高く、次いで「自宅」が45.3%などとなっています。

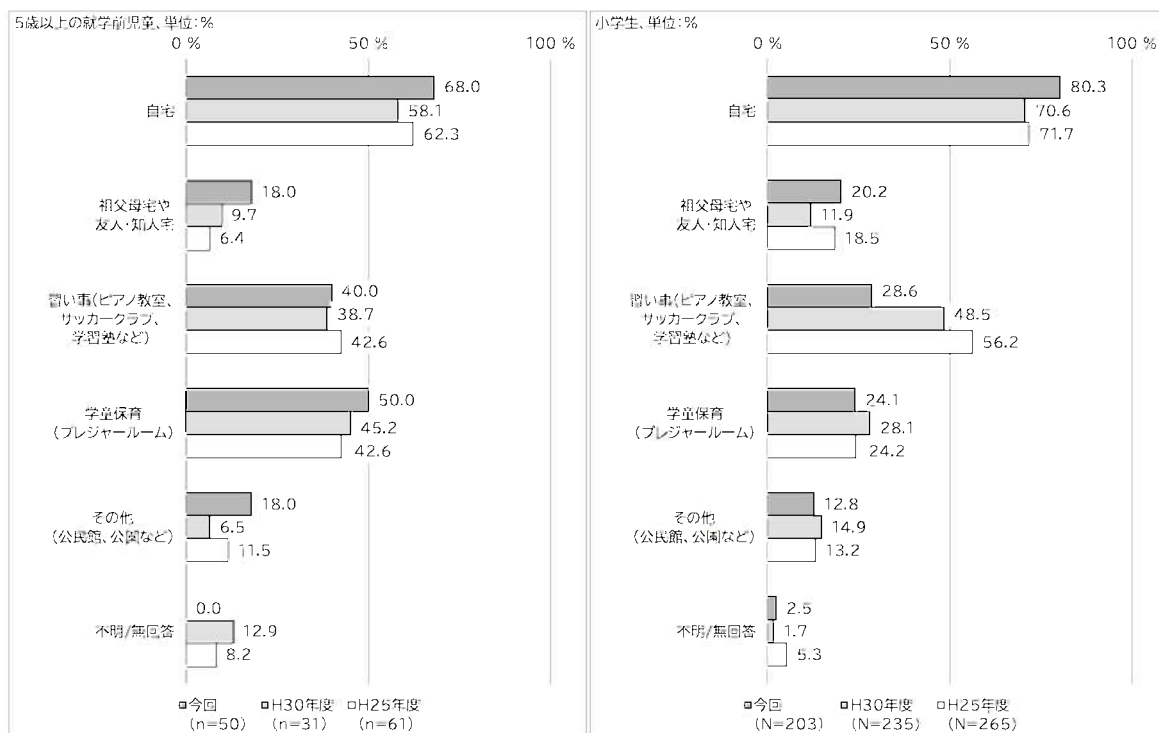
H25年度以降の推移をみると、就学前児童調査・小学生調査とも「学童保育（プレジャールーム）」や「祖父母宅や友人・知人宅」に増加傾向がみられる一方、「自宅」や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」には減少傾向がみられます。



b. こどもが高学年の時

就学前児童調査では、「自宅」が68.0%で最も高く、次いで「学童保育(プレジャールーム)」が50.0%、小学生調査では、「自宅」が80.3%で最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が28.6%などとなっています。

H25年度以降の推移をみると、就学前児童調査では「学童保育(プレジャールーム)」と「祖父母宅や友人・知人宅」が増加しているほか、「自宅」にも増加傾向がみられます。一方、小学生調査では「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が減少しているほか、「自宅」は就学前児童調査と同様に増加傾向がみられます。



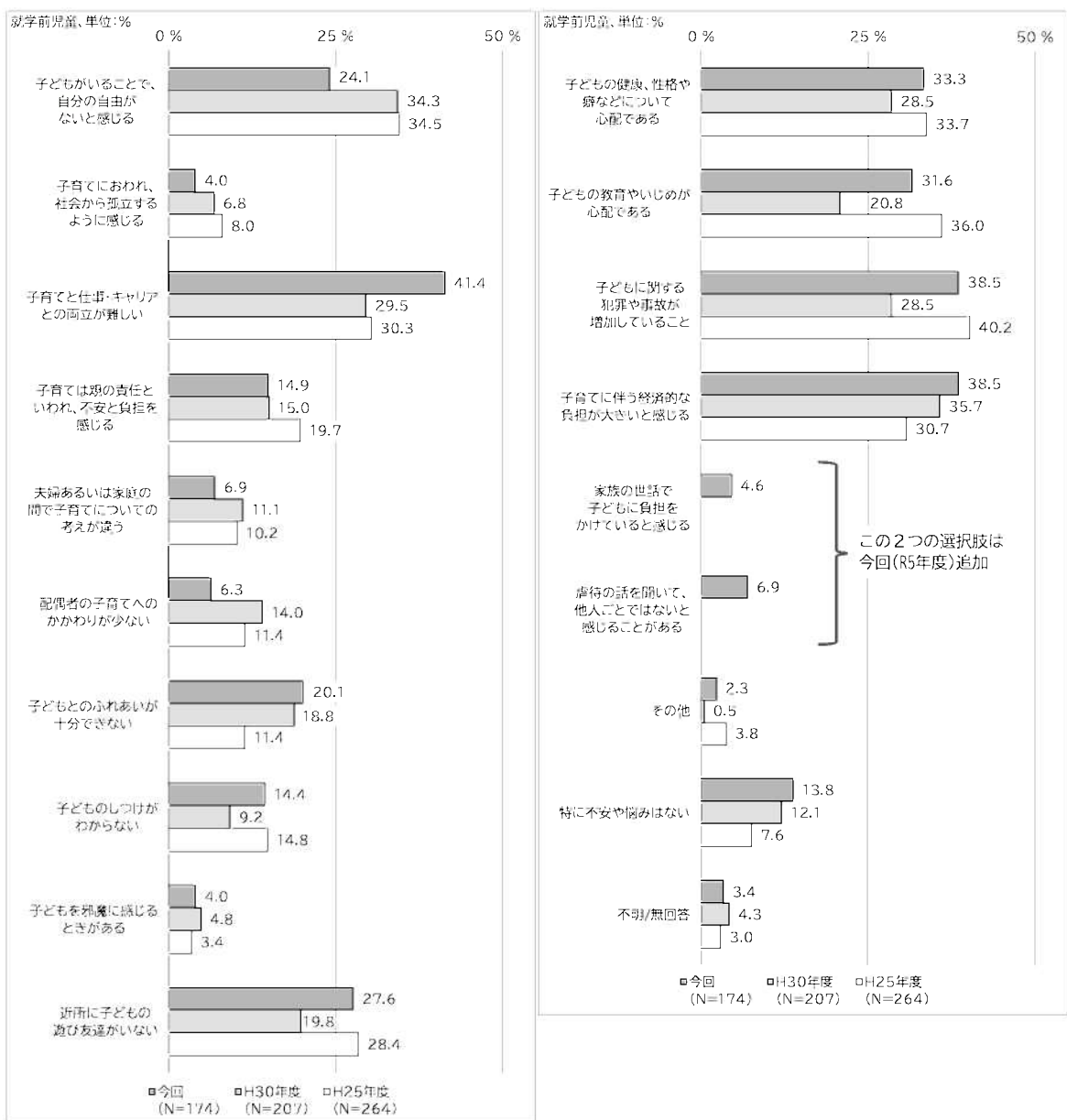
⑦子育てをする上での不安や負担・悩み〔複数回答〕

子育てをする上での不安や負担・悩みについて尋ねた設問の回答結果です。

a. 就学前児童調査

就学前児童調査では、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が41.4%で最も高く、次いで「子どもに関する犯罪や事故が増加していること」と「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」が38.5%となっています。

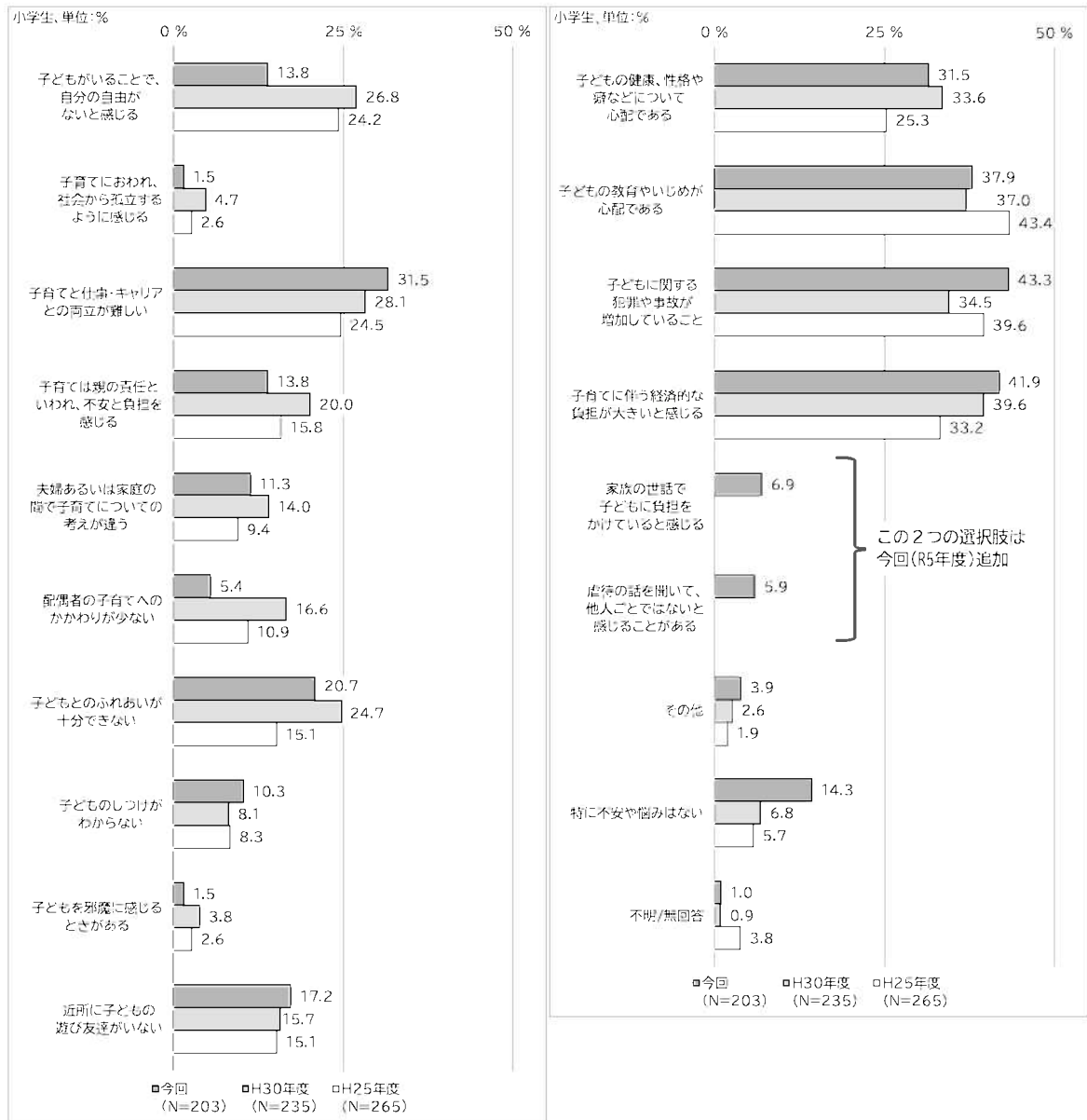
また、H25年度以降の推移をみると、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」「子どもとのふれあいが十分できない」「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」が増加傾向にある一方で、「特に不安や悩みはない」も継続して増加、「子どもがいることで、自分の自由がないと感じる」や「子育ては親の責任といわれ、不安と負担を感じる」は継続して減少しています。



b. 小学生調査

小学生調査では、「子どもに関する犯罪や事故が増加していること」が43.3%で最も高く、次いで「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」が41.9%となっています。

また、H25年度以降の推移をみると、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」「子どものしつけがわからない」「近所に子どもの遊び友達がいない」「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」が増加傾向にある一方で、就学前児童調査と同様に「特に不安や悩みはない」も継続して増加しています。

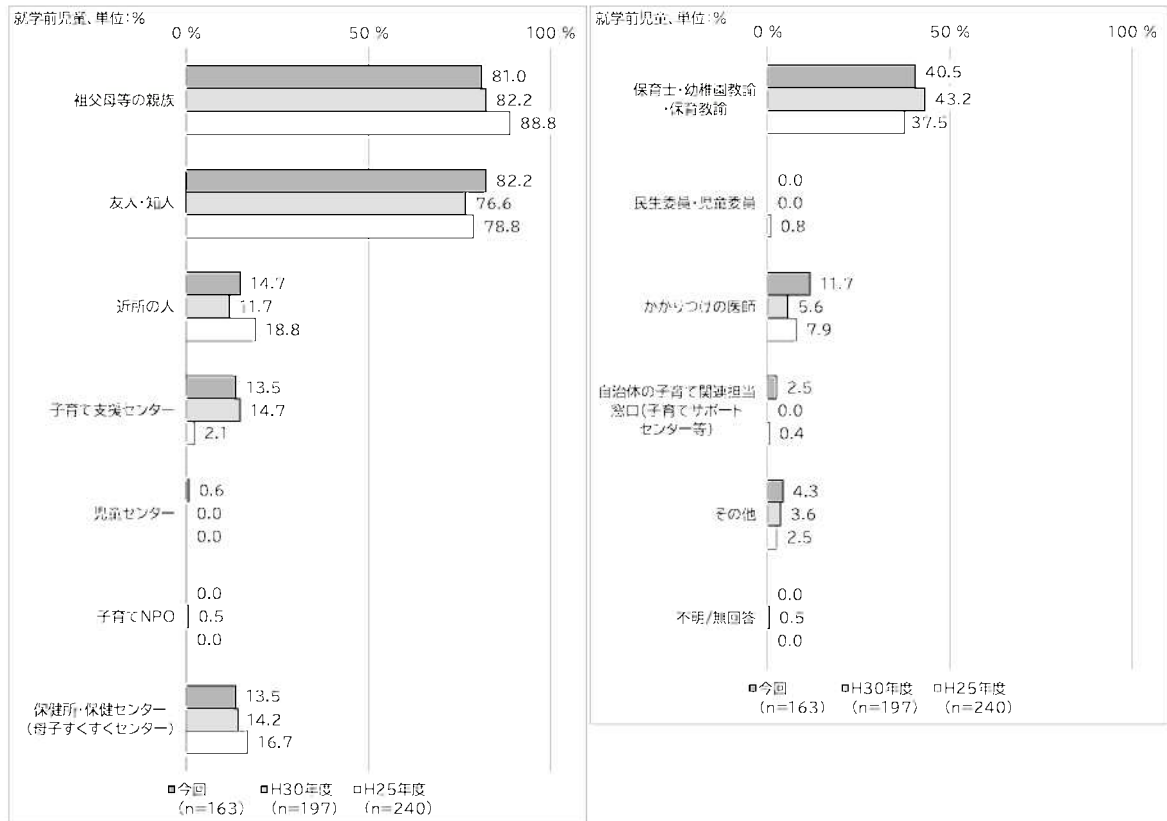


⑧子育てに関して相談できる人や場所〔複数回答〕

子育てに関して相談できる人や場所について尋ねた設問の回答結果です。

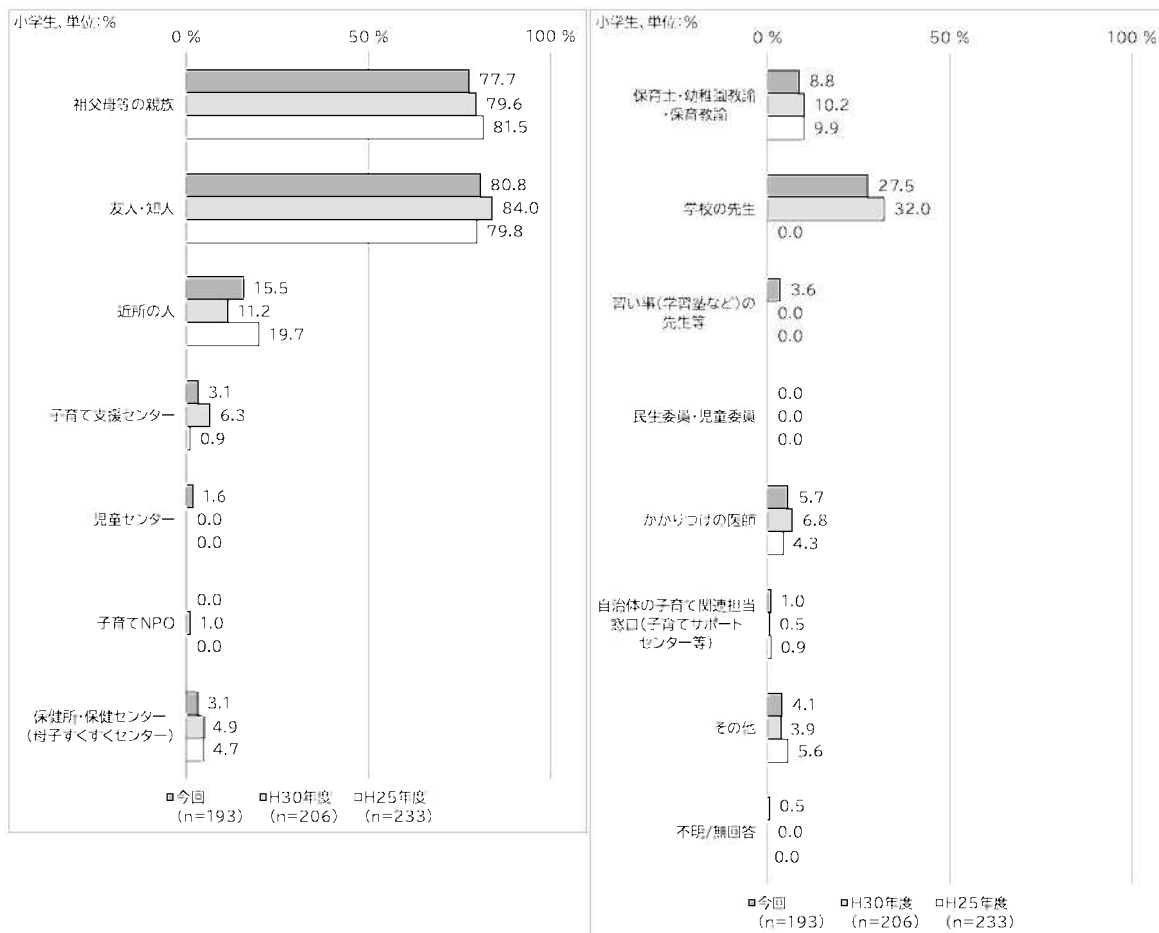
a. 就学前児童調査

就学前児童調査では、「友人・知人」が82.2%で最も高く、次いで「祖父母等の親族」が81.0%となっていますが、この「祖父母等の親族」は継続して減少しています。



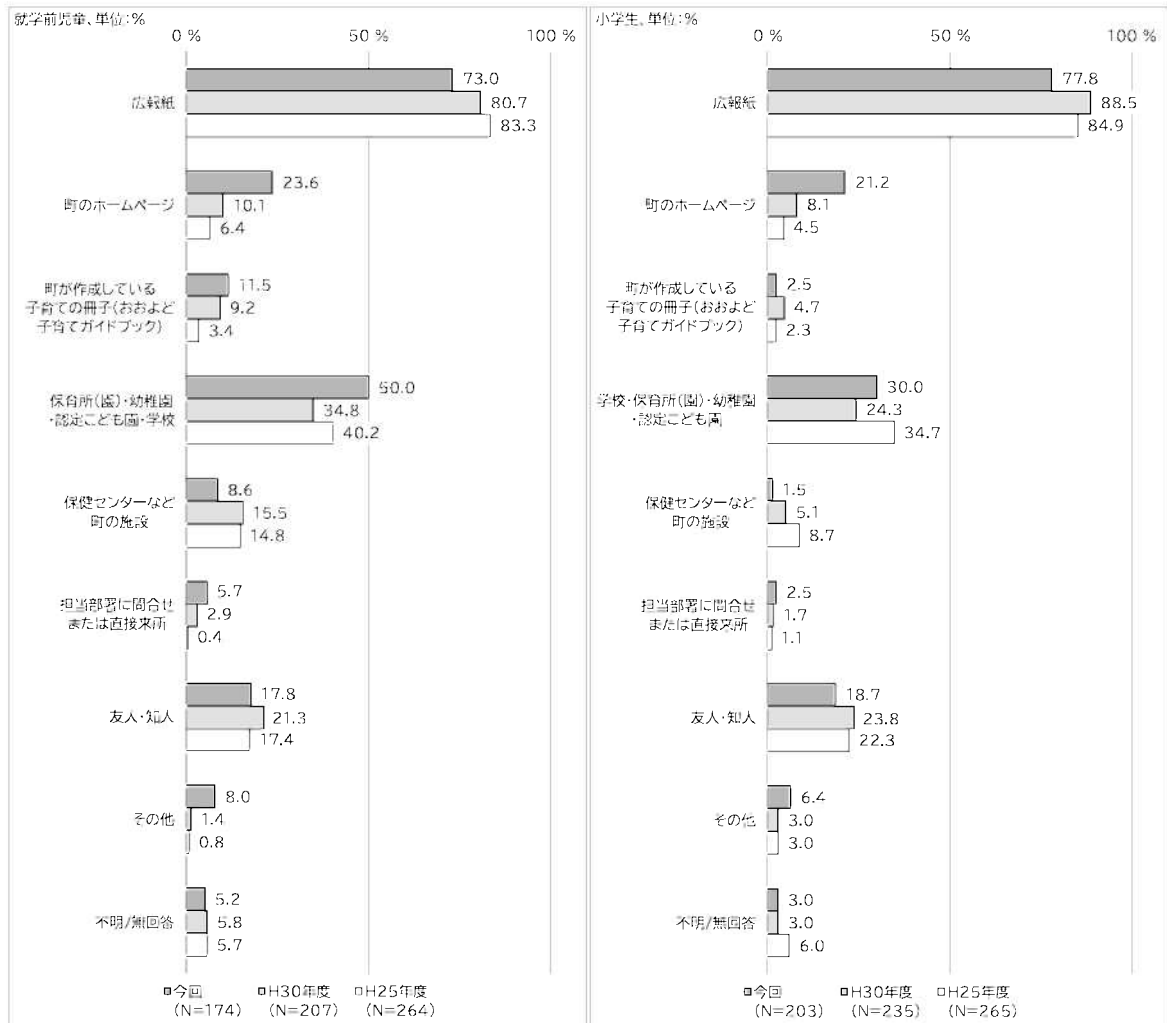
b. 小学生調査

小学生調査でも、「友人・知人」が80.8%で最も高く、次いで「祖父母等の親族」が77.7%となっていますが、この「祖父母等の親族」は就学前児童調査と同様に継続して減少しています。



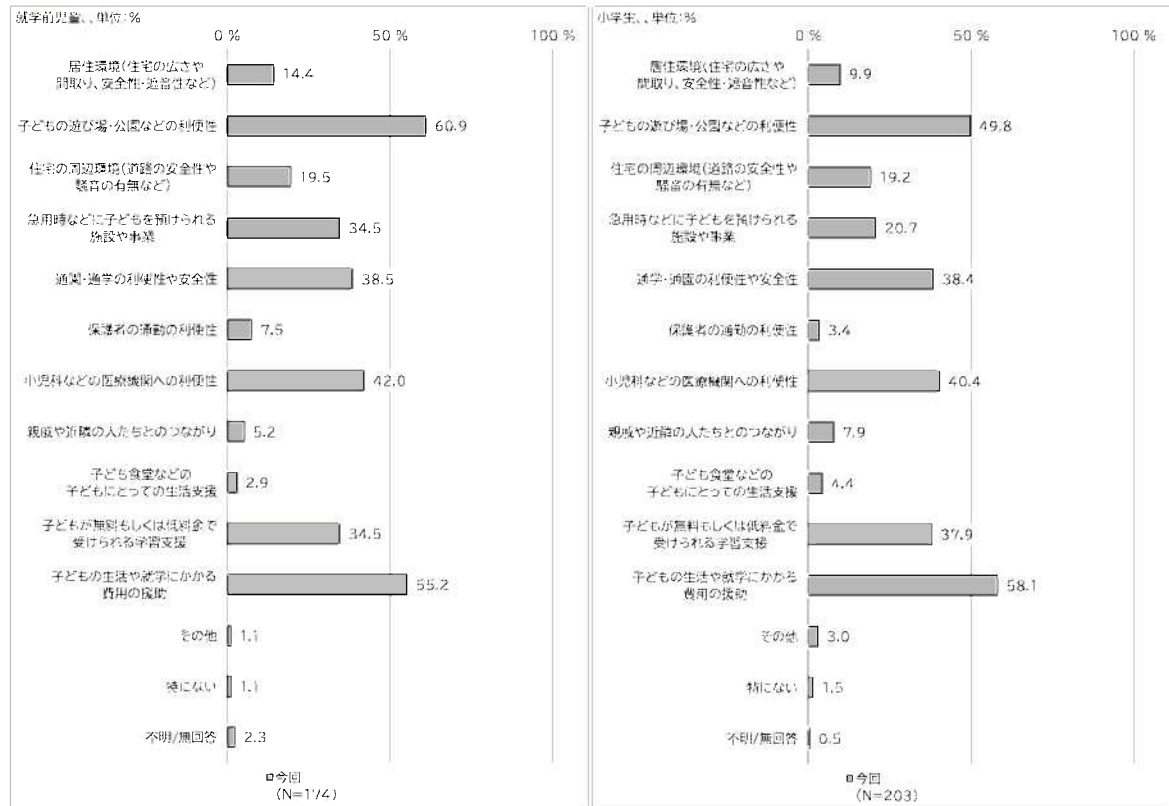
⑨町の子育て支援サービスの情報入手先〔複数回答〕

町の子育て支援サービスの情報入手先は、就学前児童調査・小学生調査とも「広報紙」が最も高く、次いで就学前児童調査では「保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校」、小学生調査でも「学校・保育所(園)・幼稚園・認定こども園」となっています。(就学前児童調査と小学生調査で、選択肢内の施設の順番を入れ替えています)



⑩子育て支援に有効と思う環境やサービス〔複数回答〕

子育て支援に有効と思う環境やサービスは、就学前児童調査では「子どもの遊び場・公園などの利便性」が60.9%、小学生調査では「子どもの生活や就学にかかる費用の援助」が58.1%で、それぞれ最も高くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、「第4次大淀町総合計画」におけるまちづくりの基本理念・将来像として、「来たい、住みたい、住み続けたいまち 大淀町 ～次世代へつなぐ 共創のまちづくりをめざして～」を掲げ、次世代のこどもたちへつなぐまちづくりを進めてきました。

次代を担うこどもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であることから、こどもを安心して生み、こどもが健やかに育つことのできる環境を家庭・地域社会・事業主・行政等、社会全体の協働でつくりあげていくことをめざし、本計画においても、「第2期 大淀町 子ども・子育て支援事業計画」の方向性を継承し、以下を計画の基本理念と定めます。

◆ 計画の基本理念 ◆

安心して健やかに育つことができるまちづくり

2. 基本目標

本計画は、前述の基本理念を踏まえ、以下の3つを基本目標として体系的に施策を展開します。

◆ 計画の基本目標 ◆

【1】地域における子育て支援と親子の健康の確保

【2】教育環境及び生活環境の整備

【3】仕事と生活の調和とこどもの人権擁護への対応

【1】地域における子育て支援と親子の健康の確保

共働き家庭や家事に専念している人の家庭、ひとり親家庭等、子育てに関わるすべての人に対し、必要なサービスが必要な時に受けられるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおけるこどもとその親の心身の健康を維持・増進するために、保健・医療・福祉・教育の各分野の切れ目のない支援により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

【2】教育環境及び生活環境の整備

こどもたちが、様々な学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭・学校・地域における教育環境のさらなる整備を進めます。

また、こどもを安心して生み育てることができるよう、バリアフリーのまちづくりを進め、子育てしやすい居住環境を整備していくとともに、交通事故や犯罪等の被害にあうことのない安全で安心できる地域づくりのため、事故や犯罪を未然に防ぐ取組を推進します。

【3】仕事と生活の調和とこどもの人権擁護への対応

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスのとれた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めます。

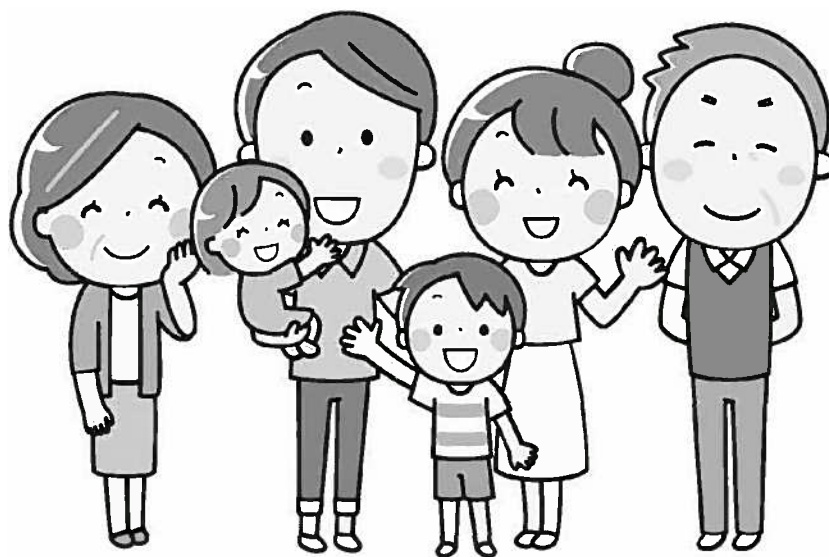
また、よりきめ細やかな支援が必要なこどもとその保護者が安心して生活できるよう、生活支援や障がい児に対する福祉サービス、児童虐待防止等の取組を進めるとともに、こどもの貧困対策の推進に努めます。

3. 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
【1】 地域における 子育て支援と 親子の健康の 確保	1) 地域の子育て支援サービスの充実	①子育てに関する情報提供の充実 ②子育ての負担感や不安感をやわらげる支援 ③子育てに伴う経済的支援
	2) 教育・保育サービスの充実	①多様なサービスの提供
	3) こどもと親の健康の確保	①妊娠期における支援 ②産後における支援 ③乳幼児期における支援 ④児童・生徒の健やかな身体育成への支援 ⑤乳幼児期からの食育の推進 ⑥学校給食等を通じた食育の推進 ⑦思春期保健対策の充実 ⑧小児医療の充実
【2】 教育環境及び 生活環境の 整備	1) 教育環境の充実	①幼児教育の充実 ②学校教育の充実 ③子育てに関する相談体制の充実 ④家庭の子育て力、教育力の向上への支援 ⑤家族のふれあいの促進 ⑥こどもの豊かな感性を育む環境の整備
	2) 地域における子育て力の向上	①子育てへの理解促進 ②子育て中の保護者の仲間づくりの推進 ③地域における世代間交流等の推進 ④地域における子育て支援団体等の活動の充実 ⑤児童・生徒の健全育成の推進 ⑥次代の担い手づくり ⑦こどもの権利に関する啓発
	3) 生活環境の整備	①豊かな自然の活用と保全 ②こどもの遊び場・交流の場の充実 ③交通安全を確保するための活動の推進 ④こどもを犯罪から守る活動の推進 ⑤こどもや妊婦にやさしい生活環境の整備 ⑥有害環境対策の推進
【3】 仕事と生活の 調和と こどもの人権 擁護への対応	1) ワーク・ライフ・バランスの推進	①男女平等の意識啓発の推進 ②男女共同子育ての推進 ③子育てに関する意識啓発の推進
	2) こどもの人権擁護	①援護を要するこどもの保護の推進 ②被害にあったこどもの保護の推進 ③児童虐待防止対策の充実 ④ひとり親家庭の自立支援 ⑤障がい児施策の充実 ⑥いじめ等の問題行動や不登校等への対応力の向上 ⑦こどもの貧困問題に対する総合的な支援の推進

4. 教育・保育の提供区域

本町は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に考慮し、教育・保育の提供区域については町全域を単一の区域と設定します。



第4章 施策の展開

- ・本章の「主な取組」の事業番号（NO.）は、第2期計画の事業番号に準じています。
- ・事業番号の下に「(再)」とあるものは本計画（第3期計画）に既に記載のある事業の再掲を示し、「(新)」とあるものは本計画において追加した事業を示しています。

1. 地域における子育て支援と親子の健康の確保

1) 地域の子育て支援サービスの充実

①子育てに関する情報提供の充実

子育てに関する様々な情報について、必要な人が適切な情報を得ることができ主体的に行動できるよう、広報紙やホームページ、ケーブルテレビの放送、SNS等で効果的な情報発信を推進し、子育てに関する情報や地域における子育て支援サービスの情報提供の充実に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
1	妊娠時における子育て情報の提供	・保健センター	母子健康手帳交付時に、本町や奈良県の事業紹介、妊娠期からこどもの思春期までの幅広い子育て情報、福祉サービス等を掲載した冊子を配布し、情報提供を行う。
2	子育て情報の周知及び子育て支援パンフレットの作成	・健康こども課	子育てに関する意識啓発のため、子育て支援に関するパンフレットを作成し配布するとともに、ホームページ等を活用し、子育て支援に関する一元的な情報提供を行う。

②子育ての負担感や不安感をやわらげる支援

多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業等を実施し、より保護者が利用しやすい環境の整備に努めるなど、保育サービスの充実を図ります。また、各関係機関との協力体制を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを拠点として、各子育て支援サービス事業を継続します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
3	子育て世代包括支援センターの運営及びこども家庭センターの整備	・健康こども課	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるほか、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供体制を確保する。また、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象に継続的・包括的な支援を行う「こども家庭センター」の整備に努める。

NO.	事業名	担当所管	事業内容
4	一時預かり事業（一般型・幼稚園型）	・健康こども課 ・町立認定こども園	保護者が病気にかかった時やリフレッシュしたい時などにこどもを一時的に預かる一時預かり事業について、保護者が利用しやすい環境の整備を図る。
127 (新)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	・健康こども課 ・町立認定こども園	保護者の就労の有無にかかわらず認定こども園を定期的に利用することができる「こども誰でも通園制度」の整備を進める。
5	こども医療の助成	・人権住民保険課	高校卒業までのこどもの医療費の一部を助成して医療費負担の軽減を図り、医療サービスを受けやすくすることでこどもの健康が確保されるよう、引き続き支援を行う。

③子育てに伴う経済的支援

国や奈良県を含め、現状行われている経済的支援策との整合性をとりつつ、各種手当や医療費の助成、就学援助等の支援に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
6	児童手当の支給	・健康こども課	18歳まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者に児童手当を支給する。
5 (再)	こども医療の助成	・人権住民保険課	<No. 5再掲>
7	就学援助	・教育委員会	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品・給食費・修学旅行費等の援助を行う。

2) 教育・保育サービスの充実

子育てをしながら就労する保護者の増加と勤務形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズに応えられるよう、認定こども園等の機能や職員の資質向上に努めます。また、延長保育や一時預かり等の保育サービスを引き続き実施するとともに、0歳児、1・2歳児等、出産後、育児休業明けの保護者がスムーズに認定こども園等を利用できる体制の整備に努めます。

①多様なサービスの提供

教育・保育に関連する多様なサービスの提供に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
8	通常保育の充実	・健康こども課 ・町立認定こども園	認定こども園の機能及び保育の質の向上に努め、待機児童ゼロを継続する。
10	延長保育事業	・健康こども課 ・町立認定こども園	通常の保育時間を延長する延長保育を継続して実施する。
11	病後児保育事業	・子育て支援拠点施設“未来樹”	病気の回復期にあり集団保育が困難である乳幼児及び児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施する。また、他市町村からの広域的な受入れの希望があれば、定員の状況を勘案の上、可能な範囲で実施する。
12	障がい児保育事業	・健康こども課 ・町立認定こども園	保育士を加配し、障がいを持つ児童の受入れを促進する。
13	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	・健康こども課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、安心して生活できる居場所を提供するため、学童保育（プレジャールーム）をすべての小学校区で継続して実施する。

3) こどもと親の健康の確保

①妊娠期における支援

妊娠初期から各妊産婦健康事業を実施し、保健指導を継続します。また、健やかな妊娠期を過ごすことができるよう、出産・育児への不安の軽減を図るための健康相談や訪問指導を実施するほか、性別にかかわらず妊娠・出産・育児への知識を深めるとともに、積極的な育児参加の促進に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
14	妊婦健康診査	・保健センター	すべての妊婦が安全に安心して出産できるよう、妊娠が順調かどうかを確認する妊婦健康診査を実施する。
15	妊産婦・母性・女性の健康相談	・保健センター	生涯を通じた女性の健康づくりを支援するため、吉野保健所と連携し、妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体の変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談への対応や各種情報提供を行う。
16	妊産婦の電話相談・訪問指導	・保健センター	助産師・保健師が妊産婦の家庭訪問や電話で妊娠中及び産後の健康についての保健指導や相談への対応を行うなど、出産や育児に関する支援を行う。
17	マタニティクラス	・保健センター	妊娠中の母体と胎児の健康のために望ましい食事や、妊娠・出産・育児に関する正しい知識と技術の普及に努める。 妊娠・出産に伴う母体の変化とマイナートラブルの予防について、助産師による講座を実施し、妊婦自身が身体の変化についての理解を深める機会を提供する。 母親同士の交流による仲間づくりを促し、不安の解消や育児の向上を図る。また、家族がお互いに理解し、思いやりを深め、協力して子育てを行うことができるよう、家族の育児参加促進を図る。
18	マタニティマークの普及・啓発	・保健センター	マタニティマークの普及・啓発を進め、妊産婦にやさしいまちづくりをめざす。
19	妊婦の歯周疾患健診	・保健センター	妊娠中の口腔内を健全に保つとともに、歯科保健への意識を高めて母子の健康を守るため、検診及び保健指導を行う。

②産後における支援

産後に心身の不調や育児不安を抱え、家族から十分な育児等の支援が得られないなど、支援を必要とする母親と乳児を対象に心身のケアや育児のサポートをすることにより、安心して子育てができる支援体制の確保の整備に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
128 (新)	産婦健康診査	・保健センター	産後の母の心身面での健康状態を確認し、必要に応じて支援につなげる。
129 (新)	産後ケア事業 ・居宅訪問型 (アウトリーチ)	・保健センター	産後の母の心身の負担や育児不安の軽減のため、休息がとれるサポート支援を行う。
130 (新)	産後ケア事業 ・通所型 (デイサービス)	・保健センター	
131 (新)	産後ケア事業 ・宿泊型 (ショートステイ)	・保健センター	
132 (新)	産後ケア事業 ・乳房ケア	・保健センター	2時間までの利用を1回とし、助産師による授乳相談、乳房ケアを実施する。
133 (新)	産後ケア事業 ・養育支援訪問 (家事援助)	・保健センター	2時間までの利用を1回とし、ホームヘルパー等による家事援助を行う。

③乳幼児期における支援

乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るため、各成長段階における乳児健康診査や各特性にあわせた有効な健康診査を行います。また、健康診査受診時に、成長・発達・栄養・子育て等に関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や育児生活の状況、育児不安等を把握し、支援が必要と思われる保護者を対象に相談・指導を行うことで、虐待の発生リスクを回避し、安心して健全な子育てができるよう支援します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
134 (新)	新生児聴覚検査	・保健センター	先天性難聴は1,000人に1～2人の割合で生まれるといわれていることから、新生児の聴覚検査を出生医療機関で実施する。検査は保険適用外のため、費用の一部を助成する。
20	乳幼児健康診査事業	・保健センター	乳児期・1歳6か月・3歳6か月の幼児期に健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見と適切な治療や支援につなげる。また、発達段階に応じた保健・栄養・歯科指導とともに、虐待予防や育児支援も含め育児者への相談対応や指導を行い、乳幼児の健全な発育・発達を促す機会とする。
21	乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん)事業	・健康こども課	民生・児童委員と子育てサポートセンターの職員が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付け、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図る。
22	「すこやか発達相談」 (1歳6か月児・3歳6か月児健康診査二次健診)	・保健センター	健診の結果で精神面の発達について経過観察が必要と判断された幼児や保護者から希望のある幼児を対象に、専門相談員が個別面接を行い、発達障がいの早期発見や早期対応につなげる。また、発達状況に応じた指導や相談への対応を行い、幼児の健やかな心の発達を促し、育児を支援する。
23	新生児訪問	・保健センター	新生児のいる家庭を保健師等が訪問し、新生児の発育・発達や健康状態について確認する。また、産婦の健康状態や育児状況等に関する相談への対応や指導を行い、新生児の健全な発育・発達を促し、育児を支援する。
24	乳幼児訪問	・保健センター	健康診査後に経過の把握を必要とする乳幼児を対象に、保健師が家庭訪問し、健康管理や発育・発達に関する相談への対応や助言・指導を行う。
25	予防接種	・保健センター	ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)・麻しん(はしか)・風しん・結核等の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象に定期予防接種を実施する。

NO.	事業名	担当所管	事業内容
26	乳幼児健康診査における歯科指導（歯科保健指導事業）	・保健センター	各乳幼児健康診査の受診者及び参加者を対象に、歯と口腔の健康づくりについての正しい知識を普及し、口腔衛生管理に対する意識を高めるとともに、ブラッシング手技や食習慣等、成長段階に応じたむし歯予防習慣を確立する。
27	乳幼児健康相談「すくすく相談」	・保健センター	乳幼児を対象に、身体計測等による発育・発達の確認とともに、保健師や栄養士による健康や育児・食事についての相談の機会を提供し、乳幼児の健やかな成長・発達と子育てのための支援を行う。
28	離乳食講座	・保健センター	1歳未満の乳児を持つ保護者を対象に、月齢や発育状況に応じた離乳食の進め方の教室を通し、乳児期の栄養に関する知識を普及する。
29	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	・子育て支援拠点施設“未来樹”	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として地域子育て支援センターを開設し、子育てについての相談への対応や情報の提供、講習の実施等を行う。
30	乳幼児の事故防止に向けた取組の充実	・保健センター	子育てのしおりや安全チェックシート等を配布し、乳幼児にとって家庭内での危険な場所やもの（潜在的な「もの」も含む）についての認識を高め、事故の防止や予防の啓発を促進する。
31	乳幼児期からの生活習慣病予防の啓発	・保健センター	生涯にわたる健康的な生活習慣の確立により生活習慣病を予防するため、乳幼児や児童・生徒を持つ保護者を対象に、こどもの生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を強化する。

④児童・生徒の健やかな身体育成への支援

児童・生徒の健やかな育成と生活習慣病の予防のため、保健・医療機関、認定こども園、学校等との連携を強化するとともに、定期的な健康診断の実施や心と体についての相談体制の整備を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
32	生活習慣病予防の充実	・保健センター	小児期からの生活管理と生活習慣病の予防を視野に入れ、栄養士や保健師等との連携を強化し、健康的な食習慣を保持する食育指導を実施するとともに、歯の健康等に関する啓発を強化する。
33	学校定期健康診断事業	・教育委員会	小・中学校における、児童・生徒の心と体についての健康観察や保健調査、健康診断等に基づく健康相談等を通して、児童・生徒の健康の維持増進に努める。

⑤乳幼児期からの食育の推進

認定こども園等において、保育士等と保護者・園児がともに料理等をつくることで食生活と成長について考える機会を設け、各関係機関と連携して栄養士による食育の普及・啓発に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
34	乳幼児健診における栄養指導	・保健センター	各乳幼児健診時の問診において食生活の状況を確認し、受診者全員に栄養指導を行い、食事を通じた親子の健康づくりを支援するとともに、保護者に望ましい食生活に関する情報提供を行う。
35	食育事業及び認定こども園等における食育の推進	・健康こども課 ・保健センター ・町立認定こども園	こどもの健やかな心身の発達を促すため、栄養士が日常の給食やその他の行事を通して食べる力を豊かに育む食育の促進に努める。また、認定こども園の園児や保護者に対し、栄養士による食育指導を実施し、乳幼児期からの正しい食習慣の形成と食生活の改善を図り、こどもたちのより健やかな成長を促す。

⑥学校給食等を通じた食育の推進

小・中学校において、食育を推進します。生活習慣病を予防する取組として、学校給食等を通じて食事バランス等についての知識の学習と望ましい食習慣の定着を図るとともに、保護者を対象とした試食会を通して、心身の発達に適切な食生活への理解と改善を啓発し、家庭における食育の推進を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
36	食生活改善推進員協議会の活動支援	・保健センター	町民の健康づくりを支援するために食生活改善推進員を育成し、本町のイベントや行事等における活動の支援を行う。
37	食事づくり等体験活動	・保健センター	若年層の健康意識と食に関する自己管理能力を高めるため、小学生とその保護者を対象とした料理教室（調理実習等）を食生活改善推進員協議会との共催により実施する。
38	学校給食の充実	・教育委員会	こどもの生活習慣病を予防するため、食育に係る取組を推進し、その一環として学校給食の一層の充実を図る。
39	学校給食試食会	・教育委員会	保護者に学校給食を試食してもらい、食事の大切さへの理解と食生活改善の啓発を図る。

⑦思春期保健対策の充実

中学生等を対象に性に関する正しい知識の普及、思春期からの健康づくりや命の大切さ、将来の子育てに対する関心を深めるための思春期保健について学習する機会を設けます。

また、自分自身や周囲の人の健康を守るため、喫煙、飲酒、薬物の乱用防止に向けた指導や教育を行います。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
40	学校における性に関する指導の充実	・教育委員会 ・保健センター	生命の尊さや人間尊重、男女平等の精神に基づき、児童・生徒が性に関して正しく理解し、自ら考えて判断する能力を身に付け、望ましい行動をとることができるような教育を推進する。また、保健センターとの連携による相談体制の構築や研修会の実施、保護者への講演会等、様々な機会を捉え、性教育を推進する。
41	学校における喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止教育の充実	・教育委員会 ・保健センター	喫煙や飲酒、薬物乱用による自分自身の健康や周囲の人への影響等について正しい知識を学習し、健全な思春期を送ることができるよう、学校をはじめ関係機関と連携しながら、啓発と教育指導の充実を図る。

⑧小児医療の充実

こどもの健康等に関する不安を軽減するため、子育て医療相談の周知を図るとともに、救急医療に関する情報提供を行います。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
43	夜間救急や子育て医療相談窓口の周知	・保健センター	土・日・祝日の夜間救急や急病時に対応する奈良県の小児救急医療電話相談について、各健診時の文書の配布やホームページへの掲載を通じて周知に努める。
44	小児救急体制の整備	・保健センター	小児救急医療電話相談と県内休日応急診療所一覧をホームページに掲載することで、救急医療に関する情報提供に努める。
45	周産期医療に関する情報提供	・保健センター	周産期医療に関する情報を町民に提供し、周知に努める。
46	未熟児養育医療費の助成	・保健センター	身体の発育が未熟なまま出生した乳児が入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を助成する。

2. 教育環境及び生活環境の整備

1) 教育環境の充実

①幼児教育の充実

人間としての基盤づくりに果たす幼児教育の役割は重要であり、この時期に生活や遊びを通して、たくましく生きる力の基礎をつくることが幼児教育の役割であると捉え、教育内容・教育環境の充実と小学校への円滑な接続のため、認定こども園等と小学校との連携を推進し、あわせて子育てへの不安や大変さを感じる家庭への相談体制支援の充実に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
48	園小交流研修会の充実	・健康こども課 ・町立認定こども園 ・教育委員会	認定こども園と小学校の職員が交流し、円滑な接続に係る達成目標について協議するなどの研修を行う。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問し、交流体験を行う。
49	P T A活動の活性化	・教育委員会	「おとなが変わればこどもが変わる」のスローガンのもと、小・中学校のP T Aが連携してこどもを育てる。

②学校教育の充実

次代の担い手であるこどもたちが自ら学び考え、生きる力を育んでいけるような教育環境の整備に努めるとともに、家庭に次ぐ人間形成の場として心の教育や体験的活動を推進し、いじめや不登校への適切な指導と相談体制の強化を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
50	学校施設の整備	・教育委員会	学校の教育環境を改善・充実させる。
51	総合的な学習の時間の支援	・教育委員会	自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるため、こどもの教育環境の充実をめざす。
52	教育副読本の整備	・教育委員会	教科書だけでは捉えきれない地域の特色や魅力を深く掘り下げるため、副読本により、地域の歴史・文化・自然・産業等について多角的な学習を促す。
54	教育インターネットの整備	・教育委員会	一人一台端末や高速ネットワーク環境の整備により、グローバル化に対応した多様な学びの実現と学習の効率化を図る。
55	中学生社会体験チャレンジ事業	・教育委員会	生徒が地域の中で様々な社会体験活動を通して、多くの人々とふれあい、学校では得ることのできない経験を積む機会を設け、豊かな感性や社会性・自立性を養い、たくましく豊かに生きる力を育む。

NO.	事業名	担当所管	事業内容
56	男女平等教育の推進	・教育委員会	性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮できるこどもを育てることをめざし、男女共同参画の理念に配慮した男女平等教育を推進する。
57	国際理解教育の推進	・教育委員会	小・中学校に外国人講師等を派遣し、異文化を肌で感じる機会を設け、こどもたちの国際感覚を養うとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。
59	パートナーシップ事業	・教育委員会	地域住民が学校支援ボランティアとして学校教育に参画することにより、こどもたちの豊かな体験活動を推進するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、こどもたちの生きる力を育成する。
60	特色ある学校づくり	・教育委員会	学校が家庭や地域社会と連携・協働して特色ある学校づくりを推進するとともに、コミュニティスクールの導入を進める。

③子育てに関する相談体制の充実

保護者の子育てに対する不安や悩みを解消できるよう、子育てに関する情報や親子で交流できる機会を積極的に提供し、関係各機関の相談機能や交流活動の充実を図り、だれもが利用しやすい相談体制づくりとその周知に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
62	相談体制の充実と相談窓口の周知	・教育委員会 ・人権施策推進室 ・健康こども課	専任の児童家庭相談員を配置し、相談への対応と支援を行うとともに、各担当課が所管する法律相談・人権相談・行政相談等の各種相談事業を継続する。また、こどもの人権相談に応じる人権相談窓口について、広報等での周知を図るとともに、必要に応じて女性相談支援センターや奈良県が実施する青少年の悩みに関する各種相談窓口等を案内する。
63	子育てに関する相談体制の強化	・健康こども課	こどもや家庭の相談支援にあたる機関等との連携を強化し、個々の相談者に的確に対応できる体制づくりを推進するとともに、乳幼児期からの切れ目ない支援を行う。また、要保護児童対策地域協議会において、学校や民生児童委員協議会とも協力し、援助の必要な児童に対しては個別に連絡会議を開催し、引き続き支援を行う。
64	教育支援センター事業	・教育委員会	登校しづらい状況にあるこどもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、学習支援や教育相談、子育てに悩む保護者の支援等を行う。
65	家庭支援推進保育事業	・町立認定こども園	家庭環境において特に配慮が必要とされる児童及び保護者に対し、家庭支援推進保育士による家庭訪問や相談への対応等の支援を行う。

④家庭の子育て力、教育力の向上への支援

家庭における様々なこどもとの関わりあい方を知り、また、保護者同士との交流や情報交換により、より豊かな家庭教育を行うことができるよう、保健センターや地域子育て支援センター等の取組を通じて子育て環境の整備を行い、家庭教育の普及・啓発とさらなる充実をめざします。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
67	子育て支援に関するまちづくり出前講座	・健康こども課	依頼に応じ、地域住民が主催する集会等に職員が講師として出向き、町政の説明や職員の専門知識を活かした講義を行う。
68	児童家庭相談員の配置	・健康こども課	専任の児童家庭相談員を配置し、相談への対応と支援を行う。
29 (再)	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	・子育て支援拠点施設“未来樹”	<No. 29再掲>

⑤家族のふれあいの促進

親子がともに心と体のふれあいができるよう、絵本の読み聞かせや発達段階に応じた活動等の機会を創出し、内容の充実を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
69	図書館の読み聞かせ活動の充実	・教育委員会	ボランティアや住民団体と協力し、読書・遊び・体験等種々の分野において定期的に活動を継続し、こどもと保護者が一緒に過ごせる機会の充実を図る。
29 (再)	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	・子育て支援拠点施設“未来樹”	<No. 29再掲>

⑥こどもの豊かな感性を育む環境の整備

こどもの可能性を伸ばし、豊かな感性や想像力を育むため、学校以外においても文化や芸術、歴史、スポーツ等の学習体験や体験活動ができるよう、環境の整備に努めるとともに、活動の充実を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
70	スポーツ少年団の活動の充実	・教育委員会	多彩な活動の実施に向け、大淀町スポーツ少年団や地域スポーツ少年団を支援し、活動の充実をめざす。
71	様々な体験学習の推進	・教育委員会	子ども人権学習支援事業において様々な体験学習に取り組み、さらなる充実をめざす。

2) 地域における子育て力の向上

①子育てへの理解促進

地域の関係団体・関係機関と連携し、様々な機会を通して、地域社会において子育てを支援することの大切さを啓発するとともに、子育てを支援する体制の整備を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
72	地域の各団体・機関との連携	・福祉介護課 ・健康こども課	民生児童委員協議会や地域の団体・各関係機関と連携し、地域でこどもを見守る体制づくりに取り組む。
73	学校支援ボランティアの活用	・教育委員会	町内の様々な技術や知識を持った人をこどもへの活動を支援するためのボランティアとして登録し、こどもが参加するまちづくり活動での活用を促進する。
74	子ども・子育て支援事業計画の周知	・健康こども課	本町のホームページに計画の全文や進捗状況を掲載し、計画の周知を図る。

②子育て中の保護者の仲間づくりの推進

核家族化が進む中、子育てに関する情報の不足や様々な情報の氾濫により、子育ての悩みや不安を持つ保護者の増加が懸念されます。そこで、保護者を子育ての主体として尊重し、保護者がこどもを育てる力、また保護者同士が相互に支える力を引き出せるよう、交流の場づくりを推進します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
75	児童センター活動の充実	・教育委員会	児童の健全育成を目的としてこどもに遊び場を提供し、こどもはもちろん、保護者においても情報の交換や仲間づくり等の推進を図る。また、地域との交流を深めるため、児童センター活動の充実を図る。
29 (再)	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	・子育て支援拠点施設“未来樹”	< No. 29再掲 >

③地域における世代間交流等の推進

世代間交流により、次代を担うこどもに様々な知識や経験、文化のほか、人と人が相互に支えあうことの大切さや思いやりなどを伝えていく必要があるため、地域活動や異年齢の交流を促進し、地域における世代間交流の推進を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
76	乳幼児と小・中学生との交流	・教育委員会 ・健康こども課 ・町立認定こども園	認定こども園において、小学生との交流会や中学生の職場体験等を通じて、交流の機会をつくる。

④地域における子育て支援団体等の活動の充実

地域ぐるみの子育てをめざし、民生・児童委員等による様々な支援活動を促進するとともに、地域による子育て支援と健全育成の充実に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
78	民生・児童委員活動の支援	・福祉介護課	民生児童委員協議会と協力し、民生・児童委員の活動の支援及び活動内容の周知を行う。

⑤児童・生徒の健全育成の推進

家庭や地域ぐるみでこどもを育む社会をつくりあげるため、各種団体・関係機関等の連携と協力のもと、地域の中でスポーツ活動への参加促進や地域文化にふれる機会の創出等、こどもがのびのびと心豊かに育つ環境づくりを推進するとともに、様々な角度からこどもの非行防止のための取組を進め、こどもたちの健全な育成を支援します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
79	P T A活動の推進	・教育委員会	児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を行うことを目的に、P T A活動を支援する。
80	青少年団体の育成	・教育委員会	子ども会連合会等、青少年の健全な育成と青少年教育の振興を目的とする活動団体に対して支援する。
81	地域スポーツクラブの育成支援	・教育委員会	こどもの健全育成等をめざすため、地域スポーツ少年団活動を支援し、さらなる充実をめざす。
82	指導者養成講座の充実	・教育委員会	生涯学習活動と連携してスポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実させ、多様なスポーツの指導者育成に努める。

⑥次代の担い手づくり

次代の親となる若い世代に対し、こどもを生み育てることの意義を伝え、結婚・出産・子育てに夢と希望を持つことができるよう、関係機関と連携しながら、赤ちゃんふれあう体験や地域での親子のふれあい活動への参加等を通して意識啓発に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
83	次代の親に対する意識啓発の推進	・健康こども課	様々な機会を利用し、周知・啓発を図る。

⑦こどもの権利に関する啓発

18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的にした「子どもの権利条約」の中では、こどもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められています。

様々な機会を通して、この「子どもの権利条約」が社会規範になるよう、こどもの権利に関する普及と啓発を推進します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
84	こどもの権利に関する啓発	・教育委員会 ・人権施策推進室 ・健康こども課	「子どもの権利条約」の趣旨を広く周知し、こどもの権利について啓発する。

3) 生活環境の整備

①豊かな自然の活用と保全

親子がともに自然体験活動を行うことは、家族がふれあう機会の創出につながります。また、自然環境を保全し有効に活用することで、こどもが自然と親しみ、こどもの豊かな心の育成につながります。

自然環境保全や資源のリサイクルへの意識の向上を図るため、自然体験活動や美化活動等の環境保全活動の推進にあわせ、学校における環境教育の充実に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
87	環境教育の充実と環境の整備	・教育委員会	小・中学校において、自然保護や資源の再利用についての理解を深める環境教育を推進する。

②こどもの遊び場・交流の場の充実

こどもの成長に遊びが果たす役割は大きく、身近な地域でこどもの自主的・主体的な遊びや活動を支援していくことが求められています。

こどもたちが楽しく安全に集団遊びや外遊び等ができるよう、こどもの遊び場・交流の場として公園や緑地の整備やその安全管理に努め、地域においてこどもの使い慣れた学校施設での地域活動や学童保育（プレジャールーム）の充実に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
88	公園の整備	・建設産業課	定期的に剪定や草刈を実施し、公園の環境維持を図る。また、遊具点検を実施し、安全管理に努める。
13 (再)	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	・健康こども課	<No. 13再掲>

NO.	事業名	担当所管	事業内容
75 (再)	児童センター活動の充実	・教育委員会	<No. 75再掲>
89	学童保育専用施設の整備	・健康こども課	施設の計画的な修繕等を行う。

③交通安全を確保するための活動の推進

こどもを交通事故から守るためには、警察・認定こども園・学校・関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要です。

道路整備の推進による事故防止対策に取り組み、小学校の通学路における地域住民による見守り活動や、車や自転車等を利用する町民への交通安全意識の高揚等を通して、こどもが安心して地域の中で行動できる町をめざします。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
90	道路整備の推進	・建設産業課	道路整備を推進するとともに、カーブミラーやガードレール等交通安全施設の整備・充実を図り、こどもたちをはじめ歩行者の安全確保に努める。
91	交通安全意識の啓発	・総務課	春と秋の交通安全週間に街頭啓発を行うなど、交通意識の啓発に努める。

④こどもを犯罪から守る活動の推進

学校や地域と連携し、こどもを守る効果的な活動を推進します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
92	みまもり隊	・教育委員会	小学校PTAや地域住民の協力のもと、小学校区内の見守り活動が促進されるよう随時情報を提供し、防犯体制の強化・推進を図る。
93	こども110番の家	・教育委員会	こども110番の家の充実に努め、小学校区内の安全体制の強化を図る。
95	防犯に関する普及・啓発活動	・総務課	こどもが犯罪に巻き込まれることを防ぐため、安全対策推進協議会及び安全なまちづくり委員と協力し、啓発を行う。
96	防犯灯設置等	・総務課 ・建設産業課	夜間の通行の安全と防犯のため、地区からの要望に応じ防犯灯の設置を進め、それらの維持管理を推進する。
97	不審者対応	・教育委員会 ・健康こども課 ・町立認定こども園	認定こども園、小・中学校等の施設周辺の安全点検を進める。また、不審者情報を各施設に伝え、安全確保に努める。
98	安全なまちづくり委員	・総務課	地元のリーダーとして自主防犯体制の確立を担う安全なまちづくり委員を委嘱し、こどもや町民を犯罪から守り、事故等の未然防止を図る。

⑤子どもや妊婦にやさしい生活環境の整備

子育て世帯が安全に安心して外出できるよう、国や県の関連機関と連携しながら、危険箇所の点検や道路・カーブミラー・ガードレール等の計画的な整備を進めるとともに、公園等の周辺環境の整備を促進し、人と自然にやさしい住まいづくりを支援する取組の充実に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
88 (再)	公園の整備	・建設産業課	<No. 88再掲>
90 (再)	道路整備の推進	・建設産業課	<No. 90再掲>

⑥有害環境対策の推進

有害情報から青少年を守るため、健全育成対策の充実に図るとともに、関係団体と協力して研修会や指導を行います。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
99	健全育成対策の充実	・教育委員会 ・健康子ども課	こどもの健全な育成を図るため、地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。また、インターネットの正しい使い方や危険性に関する知識の普及や啓発を図る。

3. 仕事と生活の調和とこどもの人権擁護への対応

1) ワーク・ライフ・バランスの推進

①男女平等の意識啓発の推進

だれもが人を思いやり尊重する人権意識を持ち、性別による差別が生じないようにするためには、幼少期からの意識付けが重要であり、教育の果たす役割は大変大きいものです。そのため、学校教育の場において個人の尊厳や男女平等に関する教育を充実させるとともに、家庭や地域社会においても、男女平等の意識啓発の推進を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
100	男女平等意識の啓発	・人権施策推進室 ・総務課	男女共同参画社会の実現に向け、広報や研修会等を通して、就業や地域活動への女性の参加、家事・育児への男性の参加を推進するための啓発に努め、広く町民に男女平等の意識の向上とその実行を促す。また、人権尊重の観点における様々な学級活動等の取組の充実を進める。
101	児童・生徒に対する男女平等教育の推進	・人権施策推進室	学校教育において男女平等意識の醸成を図るとともに、本町の行事を通して男女平等や人権についての啓発活動を行う。
102	性別にとらわれない職業選択教育の推進	・人権施策推進室	男女平等意識の高揚を図るとともに、性別にとらわれない職業選択の自由について、意識の高揚に努める。

②男女共同子育ての推進

子育てを男女がともに協力して行えるよう、広報や各取組において意識啓発を推進します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
17 (再)	マタニティクラス	・保健センター	<No. 17再掲>
100 (再)	男女平等意識の啓発	・人権施策推進室 ・総務課	<No. 100再掲>

③子育てに関する意識啓発の推進

地域住民が子育てに関心を持ち、理解を深められるよう、地域社会全体で子育てを行う環境の充実と子育てに関する意識啓発に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
103	広報・広聴等	・健康こども課	様々な機会を通じて情報提供や意識啓発を推進することができる体制の構築を進める。

2) こどもの人権擁護

①援護を要するこどもの保護の推進

こどもの人権保護や児童虐待防止という観点から、学校教育における人権の啓発に努めるとともに、こどもだけではなく、地域の大人も人権について学ぶことができる機会を創出し、こどもの保護を推進します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
104	こどもの人権擁護	・教育委員会 ・人権施策推進室 ・健康こども課	関係各課と連携し、こども自身による意思表示の機会をつくるとともに、こどもの人権について理解を深められるよう啓発に努める。

②被害にあったこどもの保護の推進

犯罪や虐待等で心や体に深い傷を負ったこどもに対し、専門機関やカウンセラー等の専門家と連携し、カウンセリング等による心のケアを図り、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」を防ぎます。また、里親育成事業制度について周知に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
105	相談窓口及び支援体制の確保	・教育委員会 ・健康こども課	要保護児童対策地域協議会において、奈良県のこども家庭相談センターと協力し、支援を行う。
106	里親育成事業制度の周知	・健康こども課	ポスターの掲示やパンフレットの配置等により、周知に努める。

③児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向け、「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けたこどもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していきます。また、地域住民や関係機関との連携を強化し、該当するこどもや家庭への対策や支援を推進します。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
84 (再)	こどもの権利に関する啓発	・教育委員会 ・人権施策推進室 ・健康こども課	<No. 84再掲>
107	要保護児童対策地域協議会	・健康こども課	関係機関との連携や協力体制を強化し、地域の見守りや家庭に対する日常的な相談への対応と的確な支援に努める。
108	児童相談窓口及び相談体制の確保	・健康こども課	専任の児童家庭相談員を配置し、相談への対応と支援を行う。

④ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭等、支援を必要とする家庭に対し、各種助成や手当の支給のほか、相談体制の確保や支援を行うなど、柔軟な対応を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
109	ひとり親家庭等医療費助成	・人権住民保険課	ひとり親とそのこども（高校卒業まで）の医療費の一部を助成して医療費負担の軽減を図り、医療サービスを受けやすくすることで、ひとり親家庭の健康が確保されるよう引き続き支援を行う。また、奈良県基準より所得制限を緩和し、引き続き対象者を増やす。
110	ひとり親家庭への相談援助	・健康こども課	就業支援については、奈良県スマイルセンターを紹介する。その他の相談については、吉野福祉事務所と協力して対応する。
111	子育て短期支援事業	・健康こども課	保護者が病気等により一時的にこどもの養育が困難になった際、そのこどもを児童福祉施設等において一時的に保護し、養育を支援する短期入所生活援助（ショートステイ）事業を継続して実施する。また、保護者が仕事等で帰宅が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、こどもの養育に困難が生じる際、児童福祉施設等においてこどもに生活指導や食事の提供等を行い養護する夜間養護等（トワイライトステイ）事業を継続して実施する。

⑤障がい児施策の充実

障がいのあるこどもの健やかな成長を促し、またその保護者への支援を行うため、乳幼児健診や健康相談等を通じた早期発見に努め、こどもの発達支援・保護者支援を進めます。また、学習障がい（LD）、注意欠如多動症（ADHD）等早期発見が難しい障がいに対して、保健・医療・福祉・教育等の連携を図りながら、支援体制の構築に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
112	障がいの早期発見（乳幼児こころの相談・乳幼児専門相談）	・保健センター	精神に発達の遅れがあると思われる幼児を対象に専門員による相談を行うとともに、障がいの早期発見と早期対応を視野に健診を実施し、連携及びフォローの体制を整備する。
113	自立支援協議会の設置	・福祉介護課	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場である自立支援協議会を町単独で新たに設置し、これまで以上にきめ細やかに地域課題を把握するとともに、その課題を踏まえて地域の支援サービスの基盤整備に努める。

NO.	事業名	担当所管	事業内容
114	障がいのあるこどもに対する支援	・福祉介護課 ・健康こども課 ・教育委員会	認定こども園において人員を加配し、障がいのあるこどもの受入れを促進するとともに、円滑に小学校へ入学できるよう情報提供を行い、福祉・保健・教育の各関係機関の協力体制を整える。 学童保育（プレジャールーム）についても、指導員の加配により障がいのあるこどもの受入れを促進するほか、施設のバリアフリー化等、利用しやすい環境整備を図る。 また、障がいのあるこどもを早期に把握し、その発達に応じ必要な支援を行えるよう関係機関と連携し、支援に努める。
115	短期入所（ショートステイ）の充実	・福祉介護課	保護者の疾病等の理由により家庭で介護ができなくなった障がいのあるこどもを短期間施設等で預かり必要な保護を行う、短期入所（ショートステイ）の充実を図る。
116	居宅介護（ホームヘルプ）の充実	・福祉介護課	障がいのあるこどもを対象に、入浴や排泄、食事の介護等、生活に関するホームヘルプサービスを行い、支援を図る。
117	デイサービスの充実	・福祉介護課	障がいのあるこどもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う児童発達支援及び放課後等デイサービスを行い、支援を図る。
118	発達支援室・巡回支援専門員整備事業	・子育て支援拠点施設“未来樹”	心身の発達過程で援助が必要な児童やその保護者に対し、専門的な知識を持つ作業療法士等による指導や助言等を行う。また、認定こども園において支援を担当する職員に対し、障がいの早期発見や早期対応のための助言等の支援を行う。
119	児童補装具の交付及び児童日常生活用具の給付	・福祉介護課	申請に応じ、補装具や日常生活用具を給付し、援助を図る。
120	心身障がい者医療費の助成	・人権住民保険課	身障手帳1・2・3級及び療育手帳Aを持つ障がい者の医療費の一部を助成して医療費負担の軽減を図り、医療サービスを受けやすくすることで障がい者の健康が確保されるよう、引き続き支援を行う。また、奈良県基準より所得制限を緩和し、引き続き対象者を増やす。
121	自立支援医療（育成医療）	・福祉介護課	身体に障がいのある18歳未満の児童に対し、その障がいを除去・軽減する手術等の医療費の一部を助成する。
122	特別児童扶養手当	・健康こども課	障がいのある20歳未満の児童の保護者に対し、特別児童扶養手当を支給する。
123	障がい児福祉手当	・福祉介護課	日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいのある20歳未満の方に、障がい児福祉手当を支給する。

⑥いじめ等の問題行動や不登校等への対応力の向上

多様化、複雑化するこどもを取り巻く課題等に対応するため、相談体制の整備等、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、こどもが気軽に相談できる仕組みづくりを進め、問題の早期発見・早期解決を図ります。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
124	学校教育相談体制の充実	・教育委員会	問題行動や不登校等の諸課題に適切に対応できるよう、学校内の生徒指導体制の強化や関係機関との連携による支援体制づくりを推進する。
125	問題行動・不登校等の諸課題への対策	・教育委員会	こどもや保護者の相談相手となるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員等を配置し、カウンセリングを行うとともに、必要に応じて学校訪問や家庭訪問による支援に努める。

⑦こどもの貧困問題に対する総合的な支援の推進

関係機関と協力し、こどもの貧困問題に対する支援の推進に努めます。

◆ 主な取組 ◆

NO.	事業名	担当所管	事業内容
126	こどもの貧困対策の推進	・教育委員会 ・健康こども課	こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、環境と教育の機会均等が図られるよう努める。また、関係機関と連携し、切れ目のない子育て支援や教育支援等、必要な支援を行う。

第5章 計画の目標値等

1. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容及び方策

【年度別の量の見込みと確保の内容】

年度		令和7年度					令和8年度					令和9年度							
区分	単位：人	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳			
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育ニーズ			教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育ニーズ			教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育ニーズ					
量の見込み		28	156	8	32	46	24	133	8	32	46	24	126	7	32	47			
確保 数	特定教育・保育施設 (認定こども園 等)	64	246	39	141			64	246	39	141			64	246	39	141		
	その他の事業・施設	0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0		
	不足数	0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0		

年度		令和10年度					令和11年度				
区分 単位：人		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育ニーズ		教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育ニーズ			
量の見込み		25	129	7	31	46	25	125	6	31	46
確保 数	特定教育・保育施設 (認定こども園 等)	64	246	39	141		64	246	39	141	
	その他の事業・施設	0	0	0	0		0	0	0	0	
不足数		0	0	0	0		0	0	0	0	

【確保の方策】

1) 1号認定(3～5歳で保育を必要としない児童)

以下の施設において十分な定員を確保しています。

- ・認定こども園 町立1か所(認定こども園みくる)
- 私立3か所(延明保育園、花吉野えんめい保育園、きたの学園)

2) 2号認定(3～5歳で保育を必要とする児童)

以下の施設において十分な定員を確保しています。

- ・認定こども園 町立1か所(認定こども園みくる)
- 私立3か所(延明保育園、花吉野えんめい保育園、きたの学園)

3) 3号認定(0～2歳で保育を必要とする児童)

以下の施設において十分な定員を確保しています。

- ・認定こども園 町立1か所(認定こども園みくる)
- 私立3か所(延明保育園、花吉野えんめい保育園、きたの学園)

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容及び方策

1) 放課後児童健全育成事業

就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活することができる場所を提供し、放課後等における児童の健全育成を図ることを目的とした事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		234	224	200	177	160
内 訳	1年生	65	61	45	36	40
	2年生	51	51	48	36	29
	3年生	47	41	41	39	29
	4年生	35	38	33	34	32
	5年生	22	20	21	19	19
	6年生	14	13	12	13	11
確保数		300	300	300	300	300
不足数		0	0	0	0	0

【確保の方策】

各町立小学校（大淀希望ヶ丘小学校、大淀緑ヶ丘小学校、大淀桜ヶ丘小学校）に隣接して学童保育施設（プレジャールーム。各施設定員70名）を設置し、きたの学園に事業を委託した上で、対象となる小学1年生から6年生までの児童の受入体制を確保します。

また、町の補助事業として、あそびの森プレジャールーム（延明福祉会運営。定員90名）を開設しています。

2) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態や通勤時間等にあわせ、基本保育時間（11時間）を超えて保育を実施する事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		46	43	41	41	40
確保数		46	43	41	41	40
不足数		0	0	0	0	0

【確保の方策】

認定こども園みくる（町立）に延長保育に必要な保育士を配置し、事業の実施を継続します。また、延明保育園、花吉野えんめい保育園、きたの学園（いずれも私立）に対し町より補助金を交付し、延長保育希望者全員の受入体制を確保します。

3) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病氣中あるいは病気の回復期にあり集団保育が困難である乳幼児及び児童を看護師・保育士がいる専門施設内で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人日			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み			261	244	228	215	199
確保数			261	244	228	215	199
区分	病児保育事業		261	244	228	215	199
	内訳	病児・病後児対応型	261	244	228	215	199
		体調不良児対応型	0	0	0	0	0
		非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応）		0	0	0	0	0
不足数			0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和7年度より、子育て支援拠点施設“未来樹”内「大淀町病後児保育室にじ」において病後児保育事業を実施し、対象児童の受入体制を確保します。

4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

①在園児を対象とした一時預かり。預かり保育（国が示す「幼稚園型」の一時預かり事業）

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	23	19	19	19	18
確保数	23	19	19	19	18
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

在園児を対象とした一時預かりは認定こども園みくる（町立）において事業を実施し、受入体制を確保します。

②上記以外の一時預かり

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	378	350	307	285	217
確保数	378	350	307	285	217
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

未就園児を対象とする一時預かりについては、認定こども園みくる（町立）に必要な職員を配置して実施するとともに、花吉野えんめい保育園（私立）に町より補助金を交付し、受入体制を確保します。

5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等の支援を行う事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（単位：人回）	114	122	130	134	138
確保数（単位：か所）	1	1	1	1	1
区分					
地域子育て支援拠点	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て支援拠点施設“未来樹”内「大淀町地域子育て支援センターめばえ」において事業を実施し、受入体制を確保します。

6) 利用者支援事業

こどもやその保護者が適切な子育て支援事業を利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保数		2	2	2	2	2
区分	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
不足数		0	0	0	0	0

【確保の方策】

役場内に子育てサポートセンター（子育て世代包括支援センター基本型）、保健センター内に母子すくすくセンター（同こども家庭センター型）を設置し、事業を実施しています。

7) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等で一時的に児童を預かる事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		12	11	11	10	9
確保数		12	11	11	10	9
不足数		0	0	0	0	0

【確保の方策】

町外の「飛鳥学院（桜井市）」「いかるが園（斑鳩町）」「嚶鳴学院（五條市）」「天理養徳院（天理市）」や「ファミリーホーム」との委託契約のほか、町内の里親家庭とも委託契約を締結し、受入体制を確保しています。

8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

育児の援助を受けたい方と育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立ができる環境を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、会員組織による相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

①病児・緊急対応強化事業以外

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	191	178	167	158	146
確保数	191	178	167	158	146
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

実際のニーズを見極めながら、事業委託等も視野に入れ、受入体制の確保に努めます。

②子育て援助活動支援事業（就学児のみ）

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	114	106	97	87
確保数	120	114	106	97	87
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

実際のニーズを見極めながら、事業委託等も視野に入れ、受入体制の確保に努めます。

9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握・助言を行う事業。

【年度別の量の見込みと事業実施予定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（単位：人）	43	42	40	38	36
事業実施予定の有無	有	有	有	有	有

【確保の方策】

子育てサポートセンター（子育て世代包括支援センター基本型）及び民生児童委員協議会の協力により、事業を実施しています。

10) 養育支援訪問事業（育児・家事援助以外）

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業。

【年度別の量の見込みと事業実施予定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（単位：人）	30	30	30	30	30
事業実施予定の有無	有	有	有	有	有

【確保の方策】

保健センターにおいて事業の実施を継続します。

11) 妊産婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【年度別の量の見込みと事業実施予定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（単位：人回）	420	405	385	365	351
事業実施予定の有無	有	有	有	有	有

【確保の方策】

保健センターにおいて事業の実施を継続します。

12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関等との連携を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応を目的とする事業。

【年度別の事業実施予定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定の有無	有	有	有	有	有

【確保の方策】

要保護児童対策地域協議会の調整機関（健康こども課）に専任の職員を配置し、関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化し、事業の実施を継続します。

13) 実費徴収に伴う補足給付事業

教育・保育施設が実費徴収する食事の提供に要する費用や、日用品・文房具等の購入に要する費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、その費用の一部を補助する事業。

【年度別の事業実施予定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定の有無	無	無	無	無	無

【確保の方策】

本計画策定時点で事業の実施予定はありませんが、今後の状況の変化やニーズにあわせ、必要な検討を行います。

14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進及び事業者の能力を活かした教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

【年度別の事業実施予定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定の有無	無	無	無	無	無
区分 新規参入施設等への巡回支援	-	-	-	-	-
認定こども園特別支援教育・保育経費	-	-	-	-	-

【確保の方策】

教育・保育施設等の新規参入が見込まれていないことから、本計画策定時点で事業の実施予定はありませんが、今後の状況の変化やニーズにあわせ、必要な検討を行います。

15) 子ども・子育て支援法改正による新事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた3つの事業。

①妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：組回	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	129	126	120	114	108
確保数	129	126	120	114	108
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

保健センターにおいて事業の実施を継続します。

②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に入所していない満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、そのこどもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
内訳	0歳児	1	1	1	1
	1歳児	1	1	1	1
	2歳児	1	1	1	1
確保数	3	3	3	3	3
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

認定こども園みくる（町立）において事業を実施し、受入体制を確保します。

③産後ケア事業

産後、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	15	14	13
確保数	16	16	15	14	13
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

保健センターにおいて事業の実施を継続します。

16) 児童福祉法改正による新事業

令和4年の児童福祉法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた、要保護児童や要支援児童を対象とする3つの事業。

①子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

【年度別の量の見込みと確保の内容】

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保数	12	12	12	12	12
不足数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

他の訪問事業との兼ねあいを考慮し、今後の状況の変化にあわせ、必要な検討を行います。

②児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

【年度別の事業実施予定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定の有無	無	無	無	無	無

【確保の方策】

本計画策定時点で事業の実施予定はありませんが、今後の状況の変化やニーズにあわせ、必要な検討を行います。

③親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業。

【年度別の事業実施予定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定の有無	無	無	無	無	無

【確保の方策】

本計画策定時点で事業の実施予定はありませんが、今後の状況の変化やニーズにあわせ、必要な検討を行います。

3. 教育・保育推進のための体制確保の内容

1) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、こどもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

2) 就学前施設と小学校との連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、就学前施設と子ども・子育て支援を行う者相互の密接な連携が必要であることから、職員の研修や交流の場の確保に努めます。

また、就学前施設の児童と小学生の交流の場を提供するなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

4. 子育て支援拠点施設“未来樹”の設置

本町においては、乳幼児期における教育・保育がその後の人間としての生き方に大きく影響することを常に意識しながら、小学校就学前における教育・保育の提供や子育て支援サービスを実施してきました。同時に、多くのご意見をいただきながら公立の就学前施設（町立幼稚園・町立保育所）のあり方を検討する中で、生活環境や社会状況等の変化にあわせ、より充実した教育・保育や子育て支援に取り組むには、これまで公立の幼稚園と保育所が担ってきた役割や実践内容を基本とした上で、両施設が一体となり、さらに質の高い教育・保育を実現していくことが重要であるとの結論に至りました。

このことから、本町においては、町立幼稚園と町立保育所を1つの町立認定こども園として再編することになり、まず、令和5年4月には大淀町立「第一保育所」を認定こども園に移行し、令和6年11月からは、町立のすべての就学前施設を集約した大淀町立「認定こども園みくる」の運営を開始しました。また、この「認定こども園みくる」には、「発達支援室カラフル」「地域子育て支援センターめばえ」「病後児保育室にじ」（令和7年4月から運営開始）を併設しており、今後、これら4つの施設をあわせた「子育て支援拠点施設“未来樹”」を中心に、こどもたちの特性にあわせた子育て支援を行うとともに、保護者や地域の方々と協力し、子育て環境の一層の充実をめざします。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、児童福祉の担当課だけでなく、健康増進や都市計画、道路整備の担当課、教育委員会等、広範囲にわたっています。そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動により、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

2) 関係機関や町民との協力

本計画の推進のためには、庁内だけでなく、奈良県のこども家庭相談センターや保健所等の行政組織、子育てに関係する団体及び各地域の住民との協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供するとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

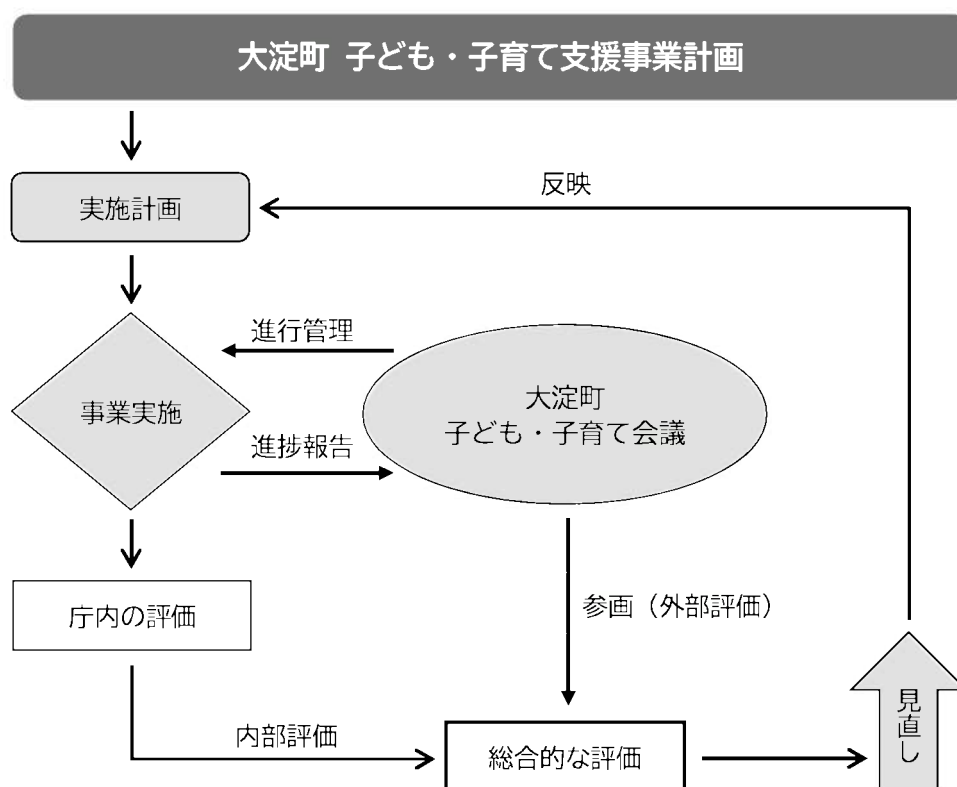
3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検・評価

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「大淀町子ども・子育て会議」を中心に計画の推進と進行管理を行います。庁内においては、各施策・事業の進捗状況を随時把握し、定期的に大淀町子ども・子育て会議に報告し、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

【計画の点検・評価体制】



第7章 資料編

1. 大淀町子ども・子育て会議設置条例

○大淀町子ども・子育て会議設置条例

平成26年9月30日

条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大淀町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大淀町条例第19号）第4条の2、別表第1第7項及び別表第2の規定により支給する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2. 大淀町子ども・子育て会議委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
1	区長会	森田 雅人	区長会 副会長（北野区長）
2	高田こども家庭相談センター	森田 太津子	高田こども家庭相談センター 所長
3	吉野保健所	大井 久美子	吉野保健所 健康増進課長
4	校長会	片 山 純	大淀緑ヶ丘小学校 校長
5	町立認定こども園	森脇 夏代	認定こども園みくる 園長
6	私立認定こども園	上山 隆徳	社会福祉法人延明福祉会 理事長
7	私立認定こども園	西尾 あかね	きたの学園 園長
8	保育所職員労働組合	山崎 美咲	保育所職員労働組合 執行委員長
9	健康こども課（保健センター）	泉 亜耶	保健師
10	連合PTA連絡協議会	喜多村 繁一	連合PTA連絡協議会 会長
11	民生児童委員協議会	北村 喜江	主任児童委員
12	教育長	廣見 敦志	
13	副町長	米 田 学	

3. 計画の策定経過

実施年月	実施事項	主な内容
令和6年1月 〃 2月	計画策定のための調査 ※今期は保護者に加え こども自身を対象に した調査も実施	1) 保護者対象アンケート ①就学前児童調査 ・調査票配布数：319世帯 → 回収数：174世帯 ・〃 回収率：54.5%（前回 43.6%） ②小学生調査 ・調査票配布数：470世帯 → 回収数：203世帯 ・〃 回収率：43.2%（前回 36.9%） 2) こども対象アンケート ①小学生低学年（1～3年）調査 ・調査票配布数：277人 → 回収数：120人 ・〃 回収率：43.3% ②小学生高学年（4～6年）及び中学生調査 ・調査票配布数：734人 → 回収数：285人 ・〃 回収率：38.8%
令和6年3月	子ども・子育て会議	・調査報告
令和6年4月 〃 12月	事務局ワーキング	・第2期子ども・子育て支援事業計画の検証 ・第3期子ども・子育て支援事業計画の方向性の検討 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）の作成
令和6年7月 〃 9月	所管事業調査	・各課・事業所が所管する子育て関連事業の調査実施
令和6年12月	子ども・子育て会議	・第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
令和6年12月 〃 令和7年3月	事務局ワーキング	・第3期子ども・子育て支援事業計画（案）の作成
令和7年3月	子ども・子育て会議	・第3期子ども・子育て支援事業計画（案）の検討
令和7年3月		・第3期子ども・子育て支援事業計画の完成

第3期 大淀町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

編集・発行：大淀町 住民福祉部 健康こども課

〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町松垣本2090

TEL：0747-52-5523 FAX：0747-52-5504

<https://www.town.oyodo.lg.jp/>